



0000906-000

302.34-N71ウ

独逸事情早わかり

日独旬刊社調査部

1942年版

昭和16

AAB

独逸事情早わかり  
日独旬刊社調査部  
昭和十七年



女流文藝の早わかり

昭和七拾年



917  
178

獨逸事情早わかり



昭和十七年



302.34  
N71



日獨旬刊社調査部編

福逸事情早わかり

一九四二年版





# 獨逸事情早わかり 目次

第一部 ナチスの國ドイツ	(一)
政 治	(一)
面 積 と 人 口	(四)
人口十萬以上の都市	(六)
年齢別による人口	(八)
家族關係から見た人口	(九)
家庭と子女數	(一〇)
ドイツの出生數	(一一)
出 生 率 (圖表)	(一三)
ドイツ民族の生長 (圖表)	(一五)
幼児死亡率	(一三)
ドイツ民族のための餘地の縮小狀況 (圖表)	(一四)



面積、住民及び人口の密度……………(一五)

ドイツ國民の社會的構成……(文と圖表)……………(一六)

ドイツの進歩と女子の分擔……(圖表)……………(一八)

第二部 ドイツの文化……………(二〇)

教育……………(二〇)

ドイツ教育制度の構成……………(二〇)

通學前の教育(幼稚園)……………(二〇)

基本學校……………(二〇)

中學校……………(二〇)

高等學校……………(二〇)

ドイツの學制……(圖表)……………(二四)

大學……………(二六)

工藝學校……………(二八)

各種專門學校……………(二九)

續業・林業・體育・音樂・經濟・美術

教員の教育……………(三三)

學生の志望する職業……………(三三)

青年團體……………(三四)

ドイツ青年宿舍協會の發達……(圖表)……………(三五)

勞働奉仕……………(三六)

競技……………(三八)

體育聯盟の構成……………(三八)

國家文化局……………(四〇)

ラジオ……………(四一)

宗教……………(四三)

日刊新聞……………(四四)

第三部 どんな社會施設が行はれてゐるか?……………(四六)



労働戦線とは？……………(四八)

「歡喜力行」運動……………(四七)

冬期救済事業……………(四九)

冬期救済事業による救済人員……………(五〇)

第四部 ナチスの經濟……………(五一)

農 業……………(五一)

四個年計畫の業績……………(五二)

どれ程の人が就職したか？……………(五三)

一九三三—三七年の經濟的發展……………(五四)

農 産 物……………(五五)

一年間の農産額……………(五五)

經濟的概観……………(五七)

復興を示す比較數字……………(五八)

人口増加その他……………(五九)

生活費の變化……………(六〇)

生産方面の復興……………(六〇)

財政方面の復興……………(六一)

住宅建築の發展……………(六一)

購買力と國民所得の増加……………(六二)

基本原料生産諸工業國順位……………(六四)

ドイツ工業の優越的地位……………(六六)

四大工業國順位……………(六六)

ドイツの月次貿易……………(六七)

ドイツの對外通商……………(六八)

交 通……………(六九)

海 運……………(七一)



ドイツの商船……(七三)	
ドイツ諸港の積荷……(七三)	
航 空……(七三)	
第五部 ナチス獨逸の軍隊……(七四)	
第六部 一九三九年度重要事項……(七六)	
第七部 一九四〇年度重要事項……(八〇)	
第八部 一九四一年度重要事項……(八五)	

本書は駐米獨逸情報圖書館長マツチアス・シユミツ博士著「獨逸のあるがまゝの姿」を主材として本社調査部が増補編纂せるものなり。毎年十一月更新す。

## 第一部 ナチスの國ドイツ

治



### ワルヘルム・ヒトラー二世の退位よりヒトラー總統までの概要

一九一八年十一月九日にカイゼル・ウイヘルム二世が退位して和蘭に居を定めた後、政治はベルギーにある「大民委員評議會」の手に移つた。獨逸國家に聯合してゐた聯邦諸國の元首等は或は退位し、或は廢位され、臨時政府は帝國議會の解消を宣言し、共和國樹立の準備が行はれた。一九一九年一月に行はれた選舉によつて、四二三名の議員から成る國民會議が選出されたが、この選舉を機として、選舉權は二十歳(日本流に云へば二十一歳)以上のあらゆる獨逸人男女に擴張された。この國民會議は二月六日にワイマールで開催され、それから五日後にフリードリッヒ・エーベルトが大統領(ライヒスプレジデント)に選ばれた。七月三十一日に會議は憲法を採擇し、それが



八月十一日に發布された。エーベルトはこの憲法の條章に従つて一九一九年八月二十一日に正式に大統領に就任し、一九二五年二月二十八日に死去した。二代目の大統領、パウル・フォン・ヒンデンブルグ元帥が一九二五年四月二十六日に選挙され、五月十二日に就任した。一九三二年四月十日に再選され、一九三四年八月二日逝去の日まで大統領の任に在つた。

その間、獨逸國民社會主義労働黨（略稱ナチス）は共和國の國會（ライヒスタット）内において断然優勢な政黨となつた。その一九二八年以後における急速な發達よりは次の得票を見ても明らかである。

選挙の年月日	得票数	議席
一九二八年五月二〇日	八〇九、五四一	一一一
一九三〇年九月一四日	六、四〇六、三九七	一〇七
一九三二年七月三一日	一三、七三二、七七七	一三〇

この發達の結果として、黨の總統（フューラー）アドルフ・ヒトラーは一九三三年一月三十日にヒンデンブルグ大統領によつて首相（ライヒスカンツラー）に任ぜられた。ナチス黨は、一九三三

年一月三十日の選挙によつて、更に五百五十萬の投票を獲得した。一九三三年七月十四日に同黨は獨逸國內における唯一の政黨となつた。一九三三年以來、獨逸の社會的、政治的、經濟的改造はナチス黨の掌中に歸した。ヒンデンブルグ大統領死去の後には、大統領と首相の職務は法律によつて合一され、アドルフ・ヒトラーが總統兼首相になつた。この法令はその後一般投票によつて承認された。その投票中、賛成票数は三八、三〇二、七六〇票（八九・九%）、反対票数は四、二九四、六五四票（一〇・一%）であつた。

ナチス黨のつくり出した新たな統一國家のもとに雑多な獨逸聯邦國家の政治的職分は改變され、完全な主權がベルリンをその首都とする國家政府に賦與されることとなつた。ナチス黨の政權獲得後、獨逸國會（ライヒスタット）は一九三三年三月二十四日に、四四一對九四の票決によつて、四年間あらゆる立法權を國家政府に委ねる「授權法案」（エルメヒティグングスゲゼツツ）を通過させた。一九三四年一月三十日に一つの法律が國會を通過して、聯邦諸國の代議機關が停止され、聯邦諸國の政府は國家に從屬することとなつた。これ等諸國の主席行政官は「總督」（ライヒスシュタットハルター）と呼ばれ、國家國務大臣（ライヒスインネンミンスター）に從屬するものとされ



た。これが實施されたのは一九三三年四月七日である。一九三七年一月三十日の會議で、國會は總督の任期を更に四年間延長するといふ此の法令の修正案を承認した。

埃太利並びにズデーテン地方及び東部諸州の大半はライヒスガウエと稱せられるいくつかの地方區に區分され、國家政府の直轄のもとに置かれた。

面積と人口

一九三三年以來ザールランド、獨逸ズデーテン地方、メーメルランド、ダンチツヒ、舊ポーランド領地方及びオイベン、マルメデイ、モレスネットを併せた大獨逸の面積は大約二六二、九三八平方哩、その人口は八千九百萬を算する。このほかボヘミアの保護領及びモラヴィアは面積一八、八九九平方哩で六、七九五、〇〇〇の人口を有し、更に被占領ポーランド各地の一般政府は大約三七、〇〇〇平方哩の地域と一〇、五六五、〇〇〇の人口を有する。

次表は一九三三年一月以降一九四〇年五月までに獲得した地域と人口を示す――

獨逸帝國 (一九三三年一月)	平方哩	平方キロ	人口
一八〇、九三八	四六八、六二〇	六五、〇四七、〇〇〇	

増加 (一九三三年一月より一九三九年五月まで)

三四二七、〇〇〇

合併地域

ザールランド (一九三五年三月)	七四三	一、九二四	八四二、〇〇〇
オーストリー (一九三八年三月)	三三二、三四二	八三、七六四	六、六三八、〇〇〇
獨逸ズデーテン地方 (一九三八年三月)	一一、二三六	二九、一〇〇	三、四一〇、〇〇〇
メーメルランド (一九三九年三月)	一、一〇四	二、八五九	一一五、〇〇〇
ダンチツヒ自由市 (一九三九年九月)	七三一	一、八九三	四〇八、〇〇〇
舊 波 蘭 領 (一九三九年三月)	三五、五一二	九一、九七四	九、六二七、〇〇〇
オイベン、マルメデイ、モレスネット (一九四〇年五月)	三九八	一、〇三二	六二、〇〇〇
大 獨 逸	二六三、〇〇〇	六八一、一六〇	八九、六〇〇、〇〇〇
保護領及一般政府	—	—	—
ボヘミア保護領及 (一九三九年三月)	一八、八九九	四八、九四七	六、七九五、〇〇〇
一般 政 府 (一九三九年三月)	三六、九二二	九五、六二五	一〇、五六五、〇〇〇
國家主權下	三一九、〇〇〇	八二五、五〇〇	一〇六、三〇〇、〇〇〇



人口十萬以上の都市

都市	人口
ベルリン	四、三三九、〇〇〇
ウキーンナ	一、九二〇、〇〇〇
ハンブルグ	一、七一一、〇〇〇
プラハ	九六二、〇〇〇
ミニンヘン	八二九、〇〇〇
ケルン	七六九、〇〇〇
ライプツヒ	七〇八、〇〇〇
エツセン	六六七、〇〇〇
ドレスデン	六三一、〇〇〇
ブレスラウ	六三〇、〇〇〇
フランクフルト・アム・マイン	五五三、〇〇〇
デュッセルドルフ	五四二、〇〇〇
ドルトムント	五四〇、〇〇〇
ハンノーファー	四七一、〇〇〇

都市	人口
シニツワトガルト	四五八、〇〇〇
ツイスブルグ	四三六、〇〇〇
ニュールンベルグ	四二三、〇〇〇
ザツアベルタル	四〇二、〇〇〇
ケーヒニスベルグ	三七二、〇〇〇
ブレイメン	三五五、〇〇〇
ケムニツツ	三三八、〇〇〇
マクデブルグ	三三七、〇〇〇
ゲルゼンキルヘン	三一八、〇〇〇
ポーフム	三〇六、〇〇〇
マンハイム	二八四、〇〇〇
キール	二七四、〇〇〇
シュテツテン	二七〇、〇〇〇
ハルレ	二二〇、〇〇〇

都市	人口
カッセル	二一六、〇〇〇
グラーツ	二〇八、〇〇〇
ブラウシニツグアイヒ	一九六、〇〇〇
オーベルハウゼン	一九二、〇〇〇
カールスルーエ	一八八、〇〇〇
アウグスブルグ	一八六、〇〇〇
タレフエルドールウエルデンゲン	一七一、〇〇〇
ザイースバーデン	一七〇、〇〇〇
エルフルト	一六六、〇〇〇
アーヘン	一六二、〇〇〇
マインツ	一五八、〇〇〇
リニトベツク	一五五、〇〇〇
ハーゲン	一五二、〇〇〇
ルドウイツヒスハーフェン	一四五、〇〇〇
ミュンスター	一四一、〇〇〇
ゾリッゲン	一四〇、〇〇〇
ニュールハイム	一三七、〇〇〇
ポツダム	一三六、〇〇〇

都市	人口
ザールブリュッケン	一三三、〇〇〇
ビーレフエルト	一二九、〇〇〇
ミュンヘン・イグラーダバツク	一二八、〇〇〇
リンツ	一二八、〇〇〇
ヒンデンブルグ	一二六、〇〇〇
ロストツク	一二二、〇〇〇
デツザウ	一一九、〇〇〇
グライツイツツ	一一七、〇〇〇
ダルムスタット	一一五、〇〇〇
ウイルヘルムスハーフェン	一一三、〇〇〇
ブラウエン	一一二、〇〇〇
フライブルグ	一一〇、〇〇〇
ザエルツブルグ	一〇八、〇〇〇
レムシヤイド	一〇四、〇〇〇
ボン	一〇一、〇〇〇
ボイテン	一〇一、〇〇〇



獨逸諸都市の中で面積の最も大いのは、總面積十二億千九百萬平方米（約三百萬英加）を占むる  
 ウィンナで、第二は八億八千萬平方米（約二百十七萬英加）の面積を有するベルリンである。

年齢別による人口

獨逸及び埃太利、一九三八年一月一日現在

年齢	男(單位千人)	百分率	女(單位千人)	百分率	合計(單位千人)	百分率
五歳以下	三、〇三〇	七・五	二、九〇〇	七・六	五、九三〇	七・九
五—一〇	二、七三九	八・四	二、六五六	六・九	五、三九五	七・二
一一—一五	三、〇三七	八・三	二、九五一	七・七	五、九八八	八・〇
一六—二〇	二、九六六	七・一	二、八七三	七・五	五、八三九	七・八
二一—二五	二、五六六	九・三	二、五三四	六・六	五、一〇〇	六・八
二六—三〇	三、四〇一	八・二	三、四〇三	八・九	六、八〇四	九・一
三一—三五	三、三一五	九・一	三、三四二	八・七	六、六五七	八・九
三六—四〇	三、〇三一	八・三	三、一七二	八・二	六、二〇三	八・三
四一—四五	二、三〇四	六・三	二、八七八	七・五	五、一八二	六・九

家族關係から見た人口

獨逸及埃太利、一九三八年一月一日現在

	男(單位千人)	百分率	女(單位千人)	百分率	計(單位千人)	百分率
未婚者	一七、七八九	四八・八	一七、一八一	四四・七	三四、九七〇	四六・七
既婚者	一七、一三三	四七・〇	一七、一四四	四四・七	三四、二七七	四五・八
死別者	一、一八一	三・三	三、五八一	九・三	四、七六二	六・四
計	三六、四二七	一〇〇・〇	三八、四〇〇	一〇〇・〇	七四、八二七	一〇〇・〇



離婚者	三二四	〇・九	四九四	一・三	八一八	一・一
計	三六、四二七	一〇〇・〇	三八、四〇〇	一〇〇・〇	七四、八二七	一〇〇・〇

家庭と子女数

(一九三八年一月一日現在)

種別	家庭の数	總数に對する百分率
一見なきもの	三、四三七、三四五	二二・〇
一人の子女あるもの	三、六一三、四三一	二二・二
二人 同	三、一四四、五二八	二〇・二
三人 同	一、九一四、六四七	一二・三
四人 同	一、一六五、一六四	七・五
五人 同	六二八、三八二	四・〇
六人以上	一、六七四、五四五	一〇・八
計	一五、五七八、〇四二	一〇〇・〇

獨逸における出生数

(一九一三年及一九二二年—一九三六年)

年	男子	女子	女子百人に對する男子の数
一九一三	九四三、七三五	八九五、〇一五	一〇五・四
一九二二	七三五、六八七	六七八、五二八	一〇七・〇
一九二三	六七〇、〇二四	六二七、四二五	一〇六・八
一九二四	六五六、二七二	六一四、五四八	一〇六・八
一九二五	六六六、六六七	六二五、八三二	一〇六・五
一九二六	六三二、三七〇	五九五、五三〇	一〇六・二
一九二七	五九七、七六五	五六三、九五四	一〇六・〇
一九二八	六〇九、〇五二	五七三、七六三	一〇六・二
一九二九	五九一、一五九	五五六、二九九	一〇六・三
一九三〇	五八〇、三二八	五四七、一二二	一〇六・一
一九三一	五三一、五〇一	五〇〇、二六九	一〇六・二
一九三二	五〇四、一〇〇	四七四、一一〇	一〇六・三
一九三三	四九三、四七三	四六三、四九八	一〇六・五
一九三四	六一一、〇二七	五七一、七六二	一〇六・九



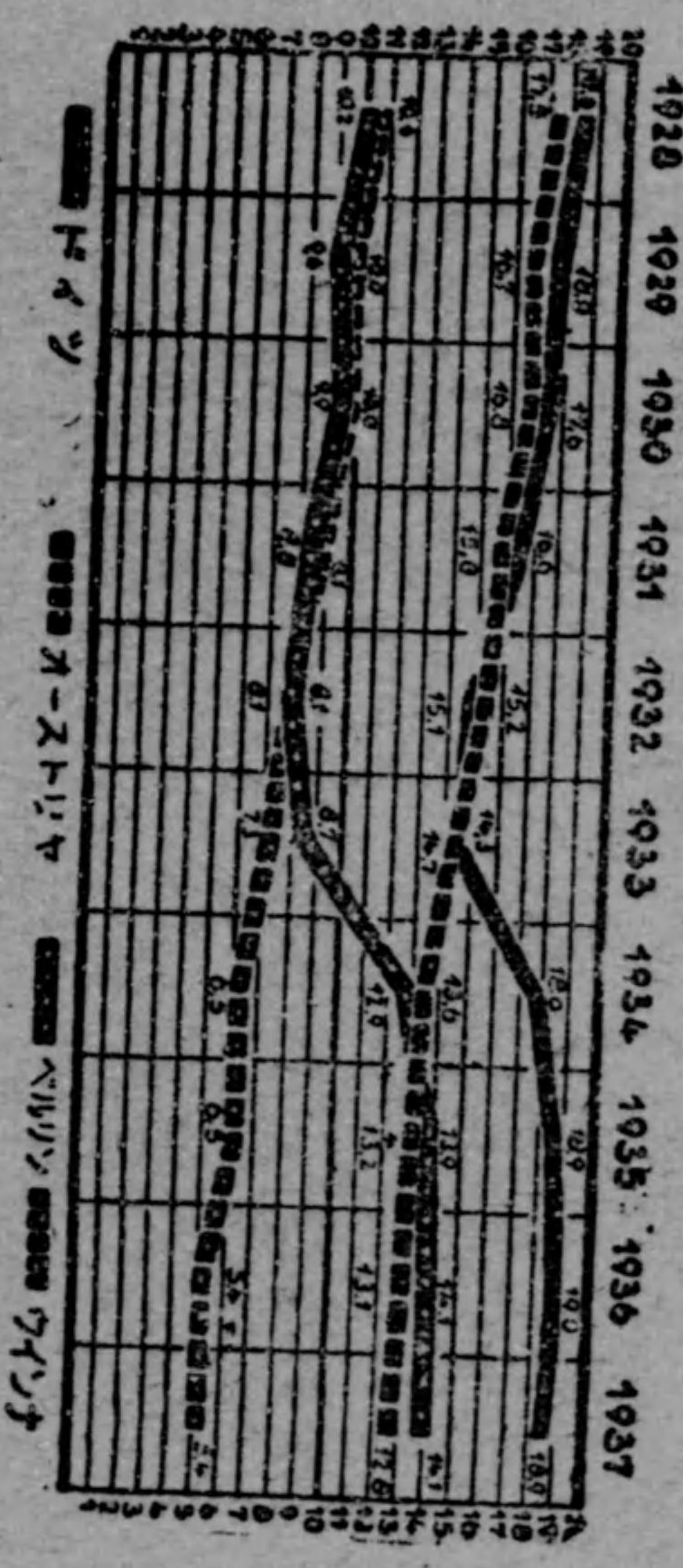
一九三五  
一九三六  
一九三六  
一九三六  
一九三七  
一九三七  
一九三八  
一九三九  
一九四〇

六五二、三四〇  
六一一、六三六  
六五九、〇四六  
六一九、五三七  
四五、四五九  
四二、八〇五  
一、二七六、〇〇〇(概數)  
一、〇六・七  
一〇六・四  
一〇六・二

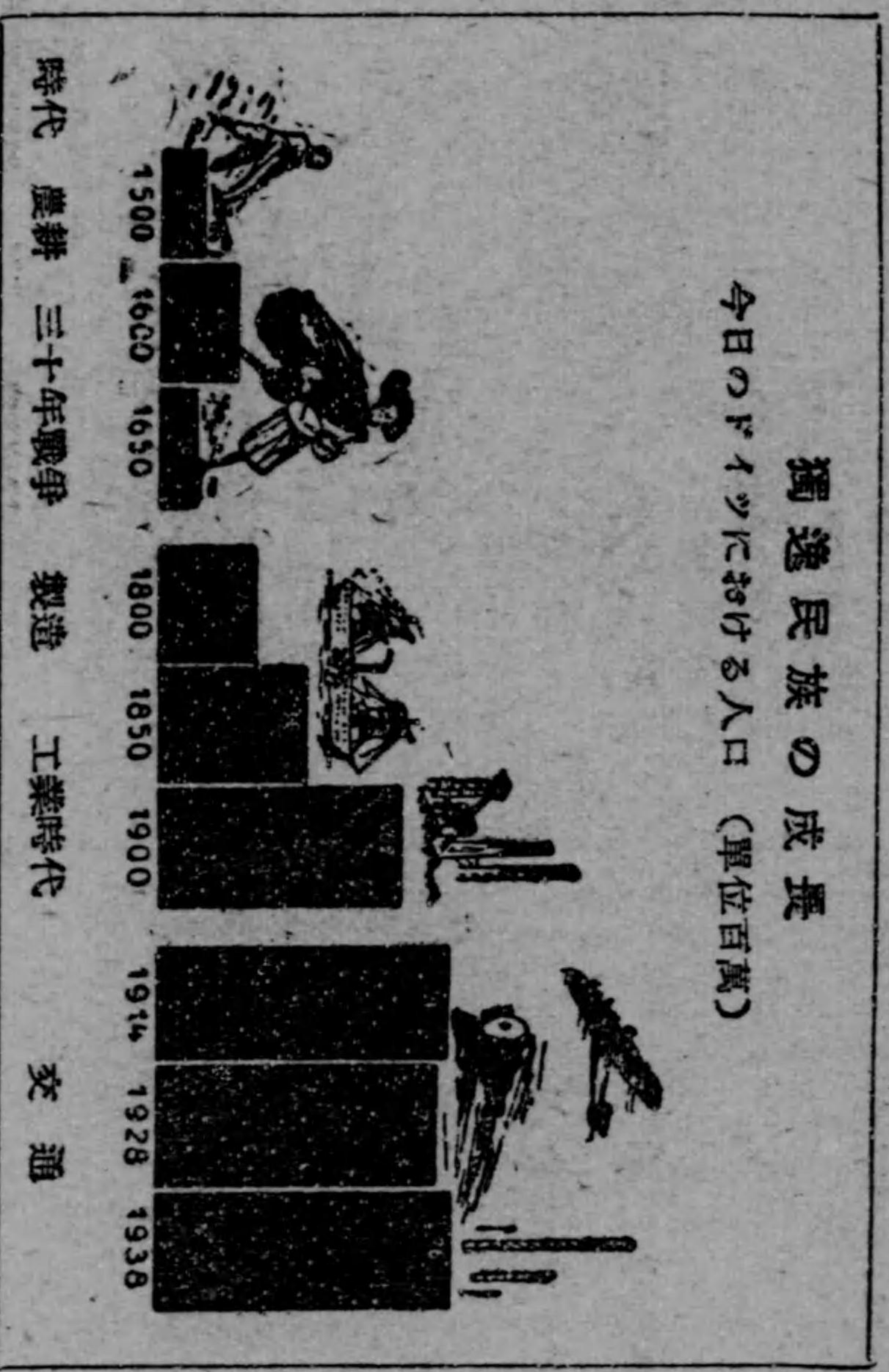
出生率

(單位一千人)

一、五〇二、〇〇〇(概數)  
一、六三三、〇七八  
一、一三一、二七〇(一九四〇年一月一日—同年八月三十一日)



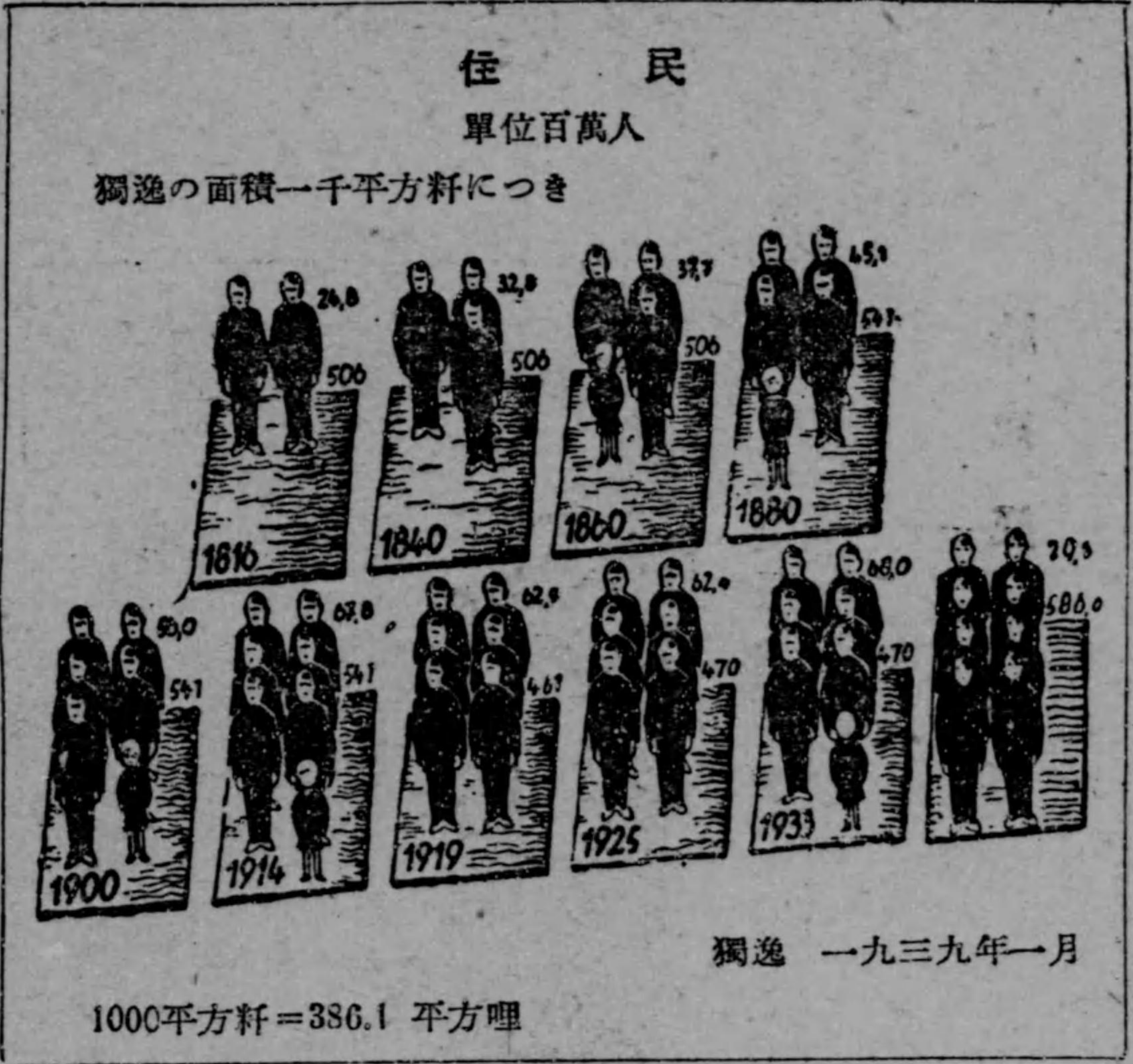
獨逸民族の成長  
今日のドイツにおける人口 (單位百萬)



幼児死亡率

次の表に明かなやうに、満一歳以下の乳幼児死亡率は着々減少の一路を辿つてゐる。





#### 獨逸民族のための 餘地の縮小狀況

年	百分率
一九一〇	一七・六
一九二〇	一四・四
一九三〇	九・四
一九三三	七・六
一九三四	六・九
一九三五	六・八
一九三六	六・六
一九三七	六・四

上の表に圖示したやうに、獨逸の人口は、過去三世紀を通じて、特に一八八〇

年以來着々増加した。かくて、獨逸はますます人口過剰に陥り、一九一九年に獨逸がその植民地を失ふに及んで、原料品及び食糧の不足を來す重大な難局に當面するに至つた。その狀況は次の表の僅少な數字によつて知ることができる。

### 面積、住民及び人口の密度

(各國における實狀。植民地を含む)

國 別	面 積		住 民		一平方軒に對する人口密度(本國と植民地を通計)
	單位一千平方軒	計	單位百萬人	計	
英 帝 國	三一四	★三一、六九四	四九	四四一	一五・三
ロ シ ア	四、七六一	★一六、五〇七	一二八	三八	七・〇
フ ラ ン ス	五五二	一一、九一〇	四一	六五	八・六
ド イ ツ	五八六	一	八〇	一	一三六・五
ベルギー	三〇	二、三九一	八	一二	八・五
ポルトガル	九二	二、〇九一	七	八	七・〇
本 國	三一四	計	四九	計	
植 民 地	★三一、六九四	★三一、〇〇八	★四九	★四四一	★四九〇

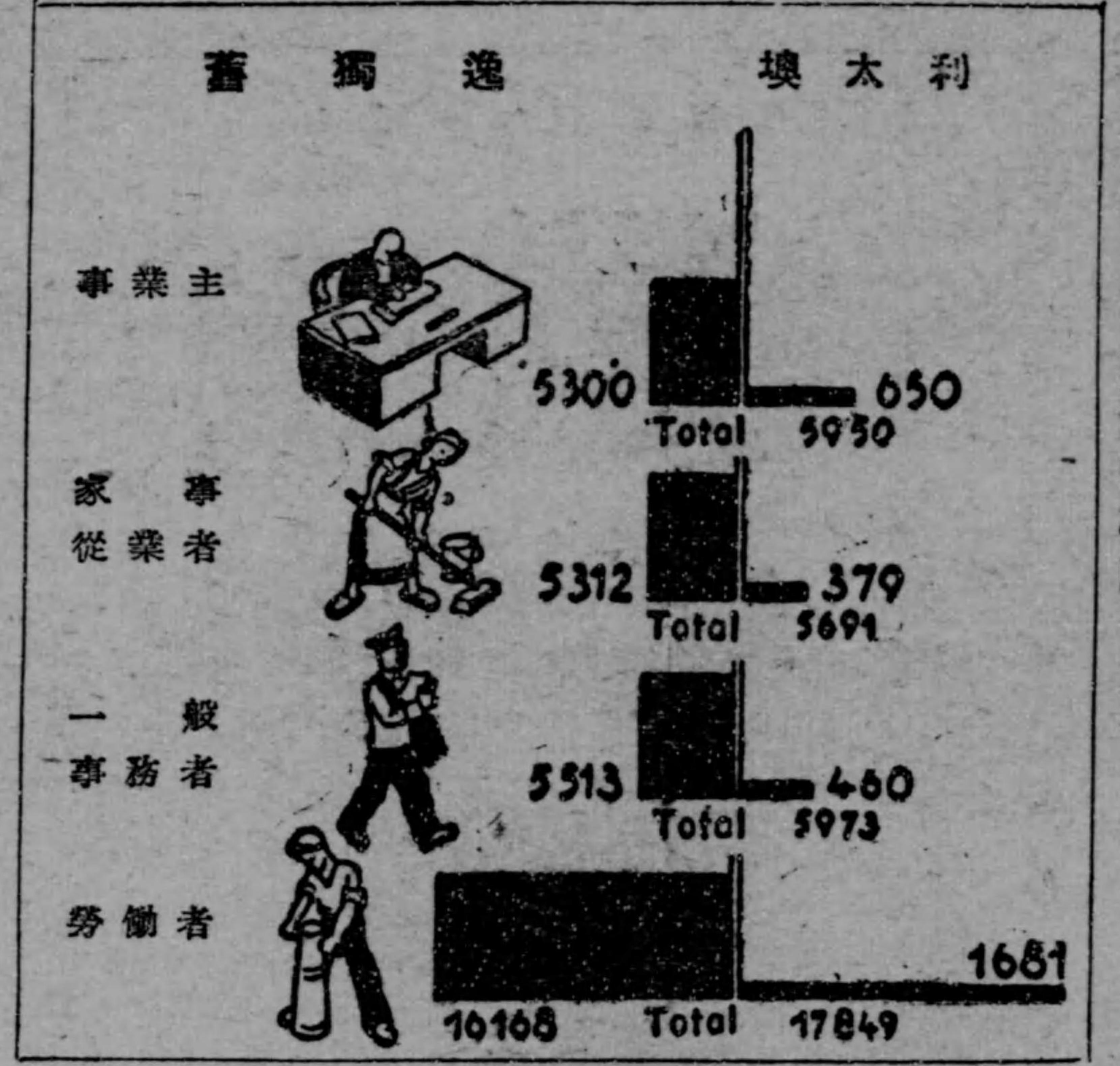


オランダ	三四	二、〇四六	二、〇八〇	八	六九	三三・一
イタリ	三一〇	三、三〇三	三、六一三	四二	一三	一五・二
日本	三八二	二九七	六七九	六九	三〇	一四六・四
合衆國	七、八三九	三一四	八、一五三	一二三	一四	一六・七
スペイン	五二二	三三四	八四六	二四	一	二九・四

★ 英帝國及びロシアは歐洲における面積を示す  
 ☆ 英帝國及びロシアは歐洲以外の面積を示す  
 ◇ 屬領を含まず  
 ◆ 最近の數字による

### 獨逸國民の社會的構成

第三國家の建設以來一九三四年の末までに、雇傭女子の數は、或る程度まで減少した。これは二つの原因によるものである。(一)從來失業してゐた夫が就職したため、(二)結婚資金の貸付に



獨逸國民の社會的構成(單位千人)

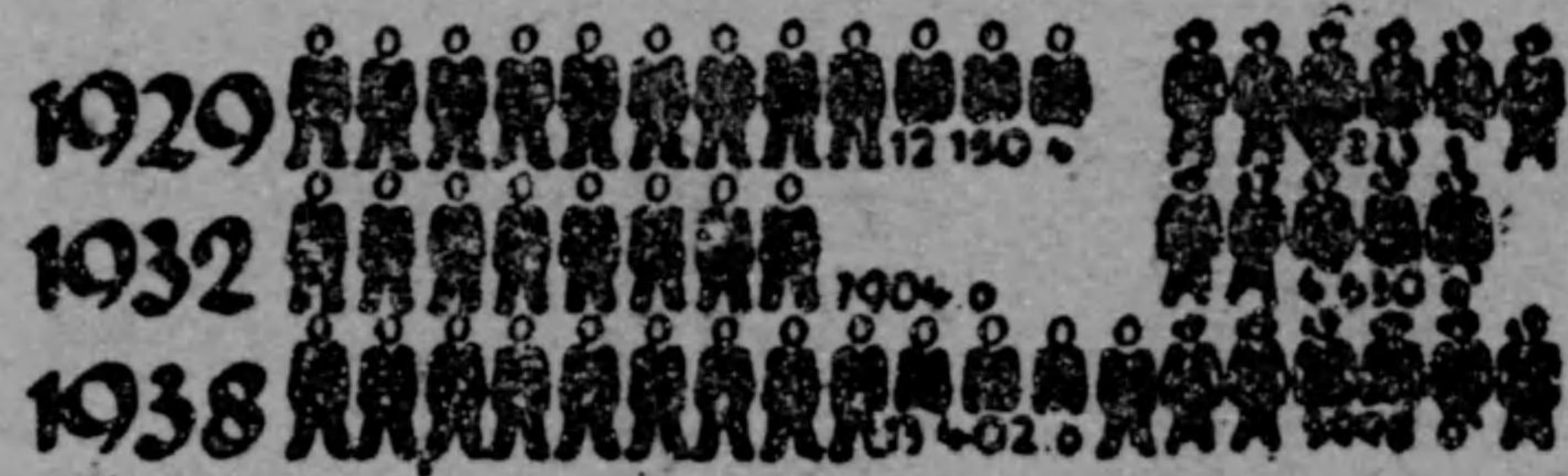
より多數の雇傭女子は結婚して、職業をやめたためである。(上圖)

### 獨逸の進歩と女子の分擔

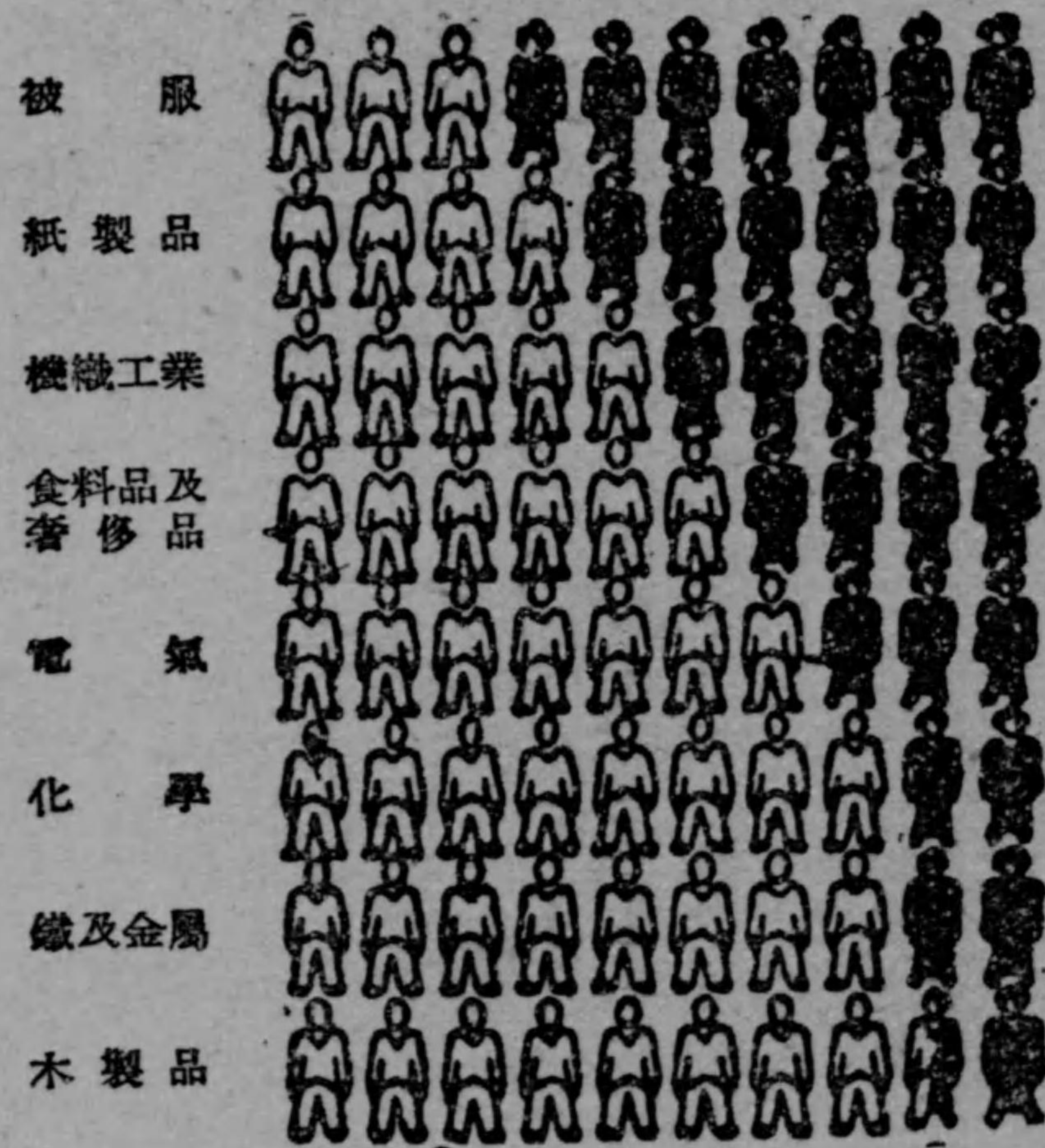
然るに、經濟的回復により、女子就職者は再び着々増加し、一九三八年には女子勞働力の不足が各方面において感ぜられたこの理由から、結婚資金貸付は受けつつある女子の就働を禁止する規定は一九三七年十月一日に取消された。その後數個月間に、女子雇傭者の數は前例のない高さに達した。(第一八頁圖表参照)



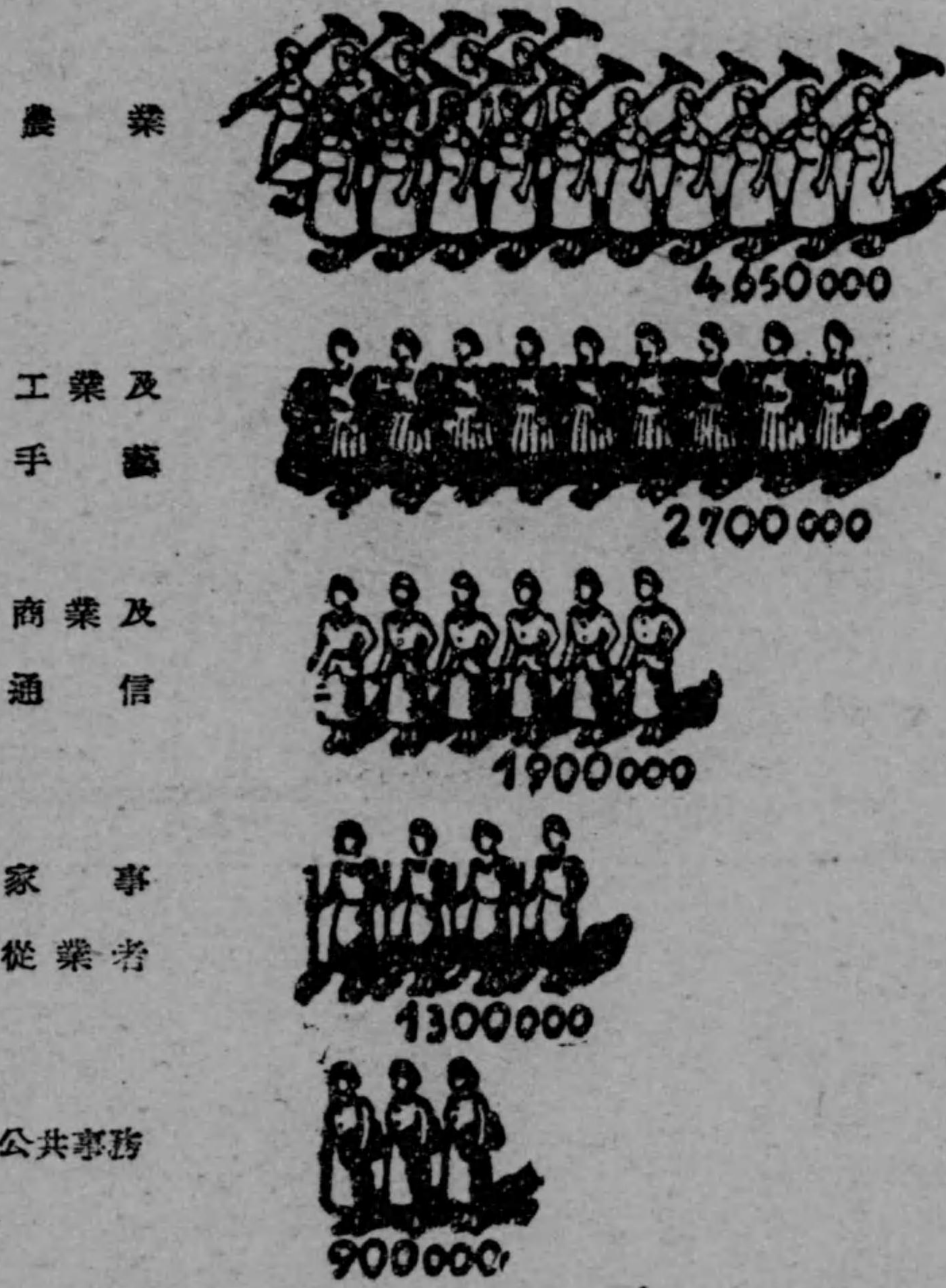
雇 傭 男 女



各種工業に雇傭せらるゝ女子の百分率



11.5 百 萬 の 女 子 が 参 加





## 第二部 文化

### 教育

#### 獨逸教育制度の構成

通學は六歳から義務的になつてゐる。獨逸の兒童は一人のこらす少くとも八年間學校に通はなければならぬ。

#### 通學前の教育（幼稚園）

兒童は、二歳六個月から小學校へ入學するまで、幼稚園へ通ふことができる。

#### 基本學校（フォルクスシューレ）

A 小學校（グルントシューレ）。獨逸の兒童は一人のこらす小學校で一定の基本教育を受ける。小學校の修業年限は普通四年である。しかし特に成績の良い兒童は三年の課程を了へただけで中學校へ進ませしめられる。

B 基本學校の高等科。兒童は小學校の四個年の課程を了へたのち、高等科（オーベルシュトゥーフェ）四個年の課程を受け、又は中學校（ミッテルシューレ）或は高等學校（ヘーヘレシューレ）に轉入することができる。基本學校の高等科は國家全體を通じて義務的となつてゐる。但し小學校修業期間の終にその兒童の一層進んだ教育のための準備が行はれた場合、例へば兒童が中學校又は高等學校に入學させられるやうな場合は此の限りでない。

事情が男女を別々に教育することのできぬやうな場合のほかは、男子と女子は區別して教育されるのが普通である。

基本學校の課程を完了したのち、大抵の兒童は職業のための教育を受ける。この訓練期間を通じて男子は徒弟（レールリング）となつて、三年間一日何時間かの授業が行はれる補習學校又は職業



學校（フオルトビルグンダシュニール又はベルーフスシュニール）に通學し、特殊の職業教育及び若干の一般學科を教へられる。その他の者は普通の商業學校又は工業學校に通學する。三年の課程を了へて試験に及第した徒弟は一人前の職人として完全な資格を獲得する。

### 中 學 校（ミツアルシュニール）

十四歳で給料取りにならうとしない児童は、一層上級の課程を修めることができる。さういふ児童らは十歳になると六個年課程の中學校に入學することを許可される。中學校では學才あり且つ適當であると認められる児童に基本學校の課程の限度以上の教育が施される。この教育段階を経た者は商業、工業、貿易、農業、林業及び行政事務における責任ある地位に就くことができる。女子は家事及び社會事業に適するやう、附加的な特殊課程を修める。中學校を首尾よく卒業した生徒は高等學校（ヘーヘシュニール）、商業、技術及び建築の専門高等學校、高等農學校、又は國家山林省及び警察部の訓練所に入學を許可される。

### 高 等 學 校

A 大學準備校（アウフバウシュニール）。この學校は基本學校七年間の學課を修了し優秀な成績を示して、大學へ入る準備を行ふ児童のためにできてゐる學校である。課程は六年で、主として寄宿學校になつて居り、農村の児童はそこで上級の教育を受ける。

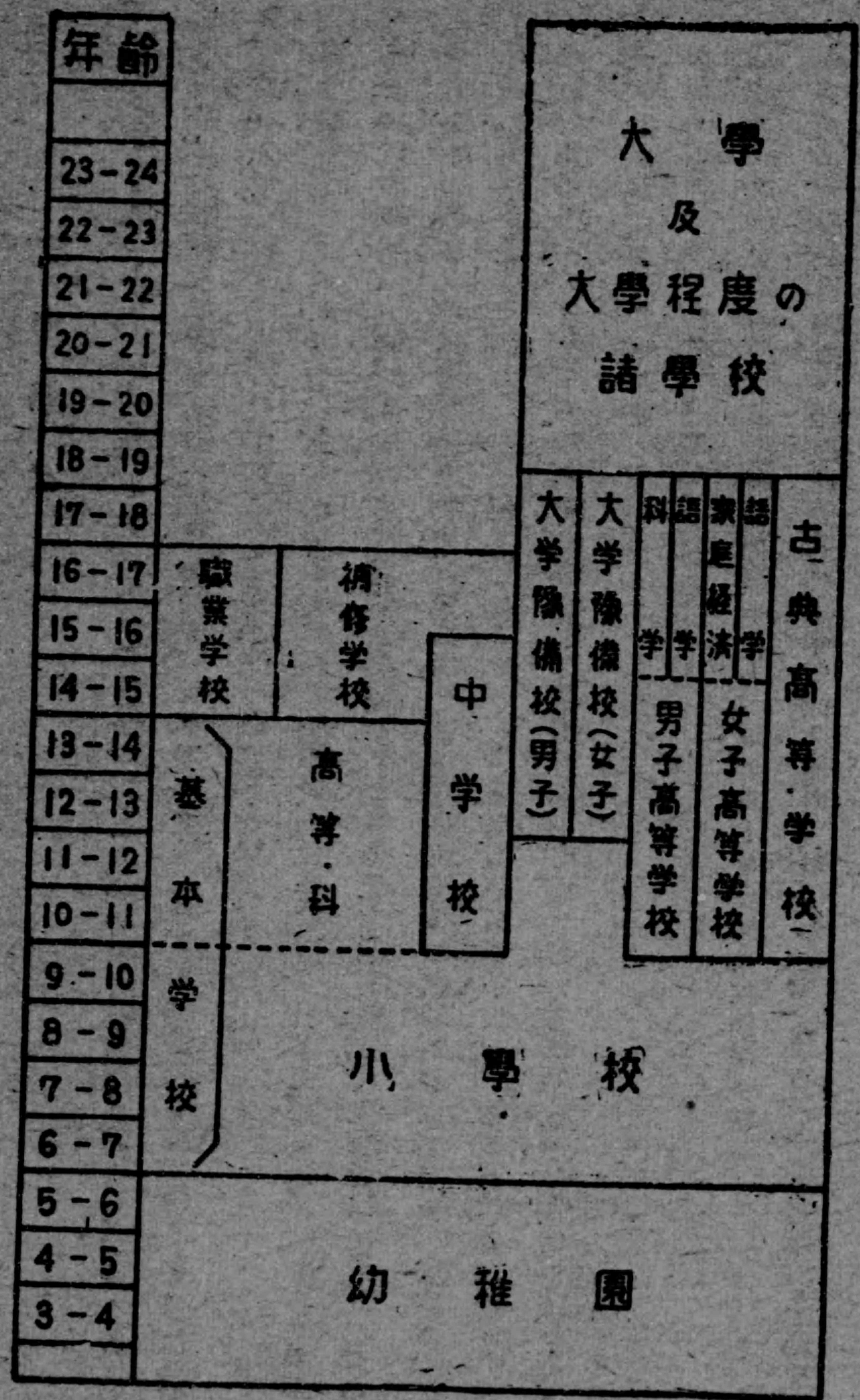
B 高等學校（オーベルシュニール）。獨逸の高等學校は上級學校のうちで主要な典型である。男子のための高等學校は上級諸學校のうちで最も重要であり且つ最も數が多く、入學者數も最も多い。修業年限は八年で、六年目の學期始に生徒は語學又は科學と數學の何れかを選ぶことができる。

C 古典高等學校（ギムナジウム）。ギムナジウムは選擇型の高等學校で、他と同様に課程は八年間であるが、ギリシヤ語とラテン語の兩者を必修課目としてゐる點で高等學校中の唯一のものであるといふのが主たる相違である。

女子のための上級學校は悉く高等學校（オーベルシュニール）又は大學準備校（アウフバウシュニール）である。その目的及び課程は男子の高等學校と極めて類似してゐる。女子高等學校の上級では



大學及大學程度の諸學校



生徒は家庭經濟又は語學のいづれかを専修することができる。

この全般的大系は一九三八年一月二十九日に國家教育大臣によつて發布された一つの法令によつて補足されてゐる。その法令は各學校の課程を現代の教育的必要に適合するやうに定めたものである。教育の各分野を通じて適正な均衡を以てする教育の發達に特別な重壓が加へられてゐる。男子の諸學校及び女子の諸學校上級では、毎週四時間乃至六時間を體育にあててゐる。美術及び音楽教育が従來以上に重きを置かれるやうになつた。低學年の教室では一組四十名を超すことができず、中等學校では同じく三十五名を限度とし、上級學校では一組二十五名を超ゆることを得ない。

高等學校は總數二、四五七校で、その内譯は、男子の公立學校一、六八二校、女子の公立學校五八〇校、男子の私立學校七〇校、女子同一二五校である。

これらの學校における生徒の總數は一九三九年末において七三三、七九三名、うち男子四八二、五六六名、女子二五一、二二七名であつた。

これらの學校に奉職する正教員は男二四、五〇五名、女四、三六六名、正教員以外の者一一、一九二名であつた。

一九四〇年十一月に獨逸教育大臣は埃太利の小學校及び上級學校の組織が一九四一年以降獨逸



國內におけると同様に改めらるべきことを規定した法令を發布した。

大 學

獨逸國內には二十六の大學と一つの醫科大學がある。その所在は次表の通り――

大 學 (一九三九年)

所 在	創 立 年	學 生 總 數
ベルリン	一八〇九	六、一〇〇
ボン	一七八〇	二、五一五
ブレーメン	一七〇二	二、一七九
デュッセルドルフ(醫科)	一九〇七	四七六
エルランゲン	一七四三	八八四
フランクフルト・アム・マイン	一九一四	一、四六四
ライプツヒ	一四五七	二、一七六
グーティンゲン	一六〇七	五五三

ゲッティンゲン	一七三七	一、一五三
グライスワルド	一五八六	一、八四五
ハムブルグ	一四三六	五七七
ハムブルグ	一六九四	七三九
ハイデルベルグ	一九一九	一、五二一
インスブルック	一三八六	一、八一八
イェーナ	一六六九	一、六六三
キール	一五五七	一、一〇一
ケルン	一六六五	九四一
ケール	一三八八	二、四二八
ケーニヒスベルグ	一五四四	一、四〇七
ライプツヒ	一四〇九	一、八九五
マールブルグ	一五二七	一、一二六
ミュンヘン	一四七二	四、三八二
ミュンヘン	一七八〇	一、九五七
ロストツク	一四一九	八五一



テュービンゲン 一四七七 一、四四七  
 ウイーン 一三六五 八、〇二九  
 ザールツブルヒ 一五八二 一、二九三  
 デュッセルドルフの醫科大學は一九三五年に博士號授與の件を許可された。

工 藝 學 校

工學、建築その他應用科學の各部門は獨逸大學の課程に含まれてゐない。これらの學科及びこれと關聯する學科は工藝學校で教授される。獨逸には十三の工藝學校があり、その所在は次の通り

所 在	創 立 年	學 生 總 數
アアヘン	一八七一	七八九
ベルリン	一八七九	二、三二三
ブラウンシュヴァイヒ	一八七八	三九九
ブレスラウ	一九一〇	五四二
マンチツヒ	一九〇四	—
ドルムスタット	一八三六	一、一四三

ドレスデン	一八二八	一、〇五一
グラーツ	一八七一	三九二
ハンノーフェル	一八三一	九一一
カルルスルイエ	一八二五	六六一
ミンネンヘン	一八六八	一、六九二
シュツットガルト	一八二八	七九七
ウイーン	一八一五	一、一九三

以下掲ぐる諸學校は科學又は美術の或る部門で特に高度に専門化してゐる學校である。それらの學校で行はれる授業の性質は各大學又は工藝學校で行はれるものと同趣である。

(A) 續 業 學 校

	創 立 年	學 生 總 數
プロシヤ續業學校 (クラウスタール)	一七七五	七八
サクソン續業學校 (フライブルヒ)	一七六五	九八
レオーベン續業學校 (レオーベン)	一八四〇	一二八



(B) 林業學校

林業學校 (エーベルスワルデ)  
林業學校 (ハンノミューンデン)  
林業學校 (ターラント)

一八三〇  
一八六八  
一八一六

九三  
五六

(C) 體育學校

國家體育學校 (ベルリン)

(D) 音樂學校

國立音樂教育並教會音樂學校  
國立音樂學校  
バーデン音樂學校  
國立音樂學校  
國立音樂學館

(ベルリン)  
(ベルリン)  
(カルルスルーエ)  
(ケルン)  
(ライプテツヒ)

國立音樂學院  
ザムルツテムベルヒ音樂學校  
國立音樂學校  
國立音樂學館

(ミュンヘン)  
(シエツツトガルト)  
(ワイマール)  
(ザムルツブルヒ)

(E) 經濟學校

經濟學校 (ベルリン)  
商業學校 (ケーニヒスベルヒ)  
商業學校 (ライプテツヒ)  
ヒンデンブルグ經濟學及社會科學學校 (ニユールンベルヒ)  
商業學校 (ウインナ)

經濟及び商業のあらゆる學校は經濟學博士(ドクトル・デル・ヴィルトシヤフツヴィツセンシヤフテン)の學位を授與する。

(F) 美術學校



国立美術學校  
 国立聯合自由應用美術學校  
 美術學院  
 国立美術學院  
 パーデン国立美術學校  
 国立筆寫美術及製本學院  
 美術學院  
 ヴェルツテムベルグ美術學院  
 国立建築・美術・應用美術學校

(ベルリン)  
 (ベルリン)  
 (ドレスデン)  
 (デュッセルドルフ)  
 (カルスルーエ)  
 (ライプツヒ)  
 (ミュンヘン)  
 (シュツトガルト)  
 (ワイマール)

教員の教育

獨逸の學校教員は悉く政府の「教員免狀」を所持しなければならぬ。將來教員にならうとする者は高等學校の課程を修了したのち、すべての獨逸青年と同様に、二個年の兵役に服する前、半年の間「等勤奉仕」に従事しなければならぬ。これが終つたのち、師範學校で一個年の教育を受ける。これが終つたあととはとるべき途が二つある。基本學校の教員となるには師範學校で更に一個年の教育を受けたのち、基本學校教員免狀を得るための試験を受けなければならぬ。これで一切が完了するのであるが、もし基本學校以上の學校教員になるには、師範學校の教育を一個年間受けた上で大學に通はなければならぬ。このための大學の課程は三個年を要する。

一九三八年には、国立公學校の教員数は男一三六、三〇〇人、女四八、六〇〇人であり、その年の入學者は男子四百萬人、女子三百九十萬人であつた。これらの公學校のほか、公學校と同一程度の學課を授ける私立學校が四七六校あつた。その生徒数は三七、七九三名、教員数は一、五九二名であつた。

一九三五—三六年の冬期六個月期における獨逸學生約六萬七千名の選んだ職業は次の如きものである——

二二、五〇〇名	醫師、獸醫、藥劑師
八、五〇〇名	公學校及び商業學校教員
七、五〇〇名	法律家及び經濟學者



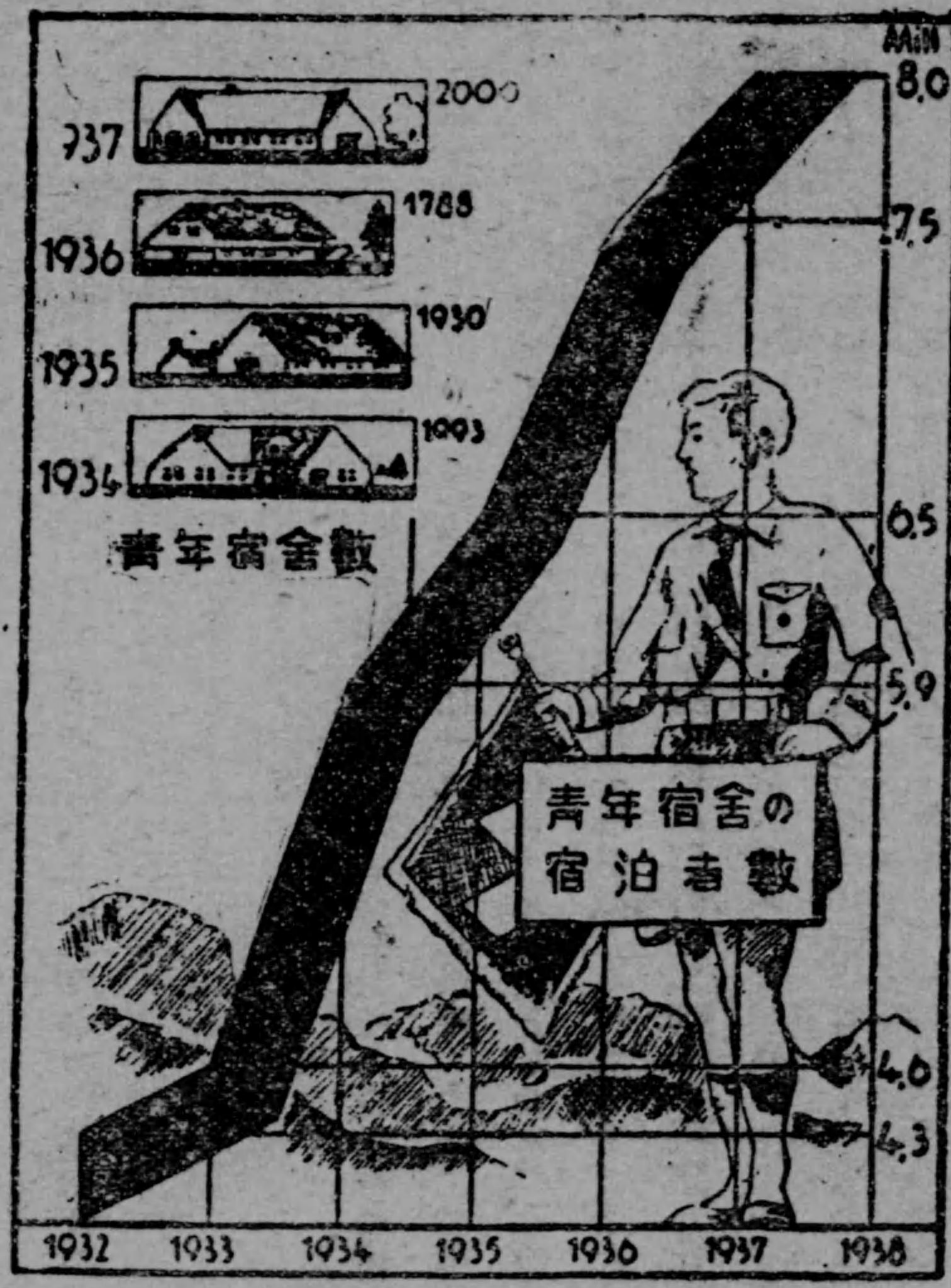
- 七、〇〇〇名
- 七、〇〇〇名
- 四、五〇〇名
- 二、〇〇〇名
- 二、〇〇〇名
- 二、〇〇〇名

- 神學者
- 技師及び建築家
- 自然科学者
- 商人及び貿易學校教員
- 農業者、林業者、醸造業者
- 歴史家

### 青年團體

從來多數の團體に分裂してゐた獨逸の青年運動は一九三三年以來一つの大きな組織に銜接されることによつて多大の益を得た。その大きな組織といふのは、男子のための「ヒトラー青年團」(ヒトラーユングント)と、女子のための「獨逸少女聯盟」(ブント・ドイツチャト・メーデル)である。一九三九年に、會員總數は七、七二八、二五九人に増加した。この會員は獨逸全青少年の九〇%以上を占めてゐる。現在千五百の寄宿舎と多數の學校がヒトラー青年團のために建築中である。ヒトラー青年團の健康については約四千人の醫師、八百人の齒科醫師、及び五百人の藥劑師が盡

### 獨逸青年宿舍協會の發達



力してゐる。それだけではなく、すべての獨逸青少年男女は年々一回づつ醫學的検査を受けて居り、年々加入する者の數は百二十萬人に達してゐる。獨逸全國民中の男子及び女子の健康のために、三萬人以上の醫師が公衆保健省によつて任命されてゐる。

「青年宿舍協會」



は利用し得る宿舍二千をもつて居り、一九三八年には延人員八、七二〇、七三一人といふ多数の青年がこれらの宿舍に宿泊した。この總数は獨逸以外の世界中の青年宿舍の宿泊者数を合計したものでより八倍以上も多い。

### 労働奉仕

一九三三年までは、獨逸の労働奉仕は十二の大規模な團體及び百の小規模な團體から成る多数の團體及び會の仕事となつてゐた。しかるに一九三三年以後は「義勇労働奉仕團」(フライツイルリ―ガア・アルバイツデインスト)といふ一つの巨大な組織となつた。その後一九三五年六月に「一般労働奉仕法令」が發布されて、この事業は一層確然たる内容のものとなつた。この法律は十八歳以上二十五歳までのあらゆる獨逸人青年男女の六個月間の奉仕を規定したものである。

「國家労働奉仕」は「國家労働指導者」コンスタンチン・ヒールルが主宰してゐる。

一九三五―三六年間に労働奉仕の従事員はその常任指導者たちを含めて、二十萬人であつたが、一九三九年末には三十五萬三千二百九十六人を算するに至つた。各労働奉仕群は約二百人の會員から成つてゐる。一九三九年九月一日には、さういふ群が獨逸全國に千七百を算した。

一九三九年の中頃には、「女子労働奉仕」團員の數が、それを本職とする婦人指導者らを含めて三六、六七〇人であつたが、この數は一九四〇年四月一日に十萬人に増加した。各宿舍には約四十五人の女子青年が居り、宿舍の數は一九四〇年七月一日には二千を算した。

労働奉仕の仕事は、農業、林業、農村移住事業、灌漑、排水、沼澤及び荒地の開墾、海岸沿ひの土地の半ば海中に没入したものを回復する工事、農業又は林業上の目的のための道路の建設、收穫時の手傳、あらゆる天災時における救援などである。

全國民がそれによつて益を受け、又誰一人それから個人的利益を受くることのないこの事業の純然たる經濟的利益を別として、この事業はあらゆる青年に眞の國民社會について認識を深めさせ、且つこれに劣ることなく肉體労働に對する深い尊敬を起させることを目的として行はれてゐる。

女子労働奉仕の仕事は、獨逸の主婦特に多数の家族を有する母親たちの重荷を軽減し、心からの快活な手助をなすことを目ざして仕組まれたものである。女子青年たちは農家の妻たちとともに耕地で働き、作物をとり入れ、庭や厩舎の手入をする。彼等は又母親たちが日々の雑務を辨するあひだ、幼児たちの面倒を見、また幼稚園の手傳をするのである。



## 競 技

體育及び競技には多大の注意がはらはれ、その促進のために巨額の金が政府から支出されてゐる。全體を統合してゐる親團體は『國家體育聯盟』(ナチオナルゾチアリスチツシャー・ライヒス・フント・フュール・ライベスユーンゲン)と稱し、全國の體育俱樂部及び團體の聯合體である。全國には合計十五萬の體育團體があり、體操、運動、蹴球、送球、籠球、庭球、氷滑等に使用されてゐる地域は合計八億九千萬平方ヤードを超えてゐる。競技に對する關心の増加は、國家内における體育競争參加者の數が一九三二年の百五十萬人から一九三七年の六百萬人に増加したといふ事實によつて判然と示されてゐる。全ドイツを通じて年々各種の競技に活潑に参加してゐる者の數は二千萬人を下らない。

『國內體育聯盟』この聯盟は次の十五部(フアツハエムター)に區分されてゐる――

- (一) 體操及び夏期野外遊戯
- (二) ア式蹴球、ラグビー、クリケット

- (三) 陸上競技
- (四) 送球及び籠球
- (五) 水 泳
- (六) 重量場、レスリング及び柔道
- (七) 拳 闘
- (八) 劍 道
- (九) ファイールド・ホッケー
- (一〇) 庭 球
- (一一) 漕 艇
- (一二) カヌー漕艇
- (一三) 氷上スケート及びローラー・スケート
- (一四) スキ ー
- (一五) 自轉車

『國家體育聯盟』は更に次の十一團體(フアツハフェルペンデ)を網羅してゐる――

- (一) ヨット協會

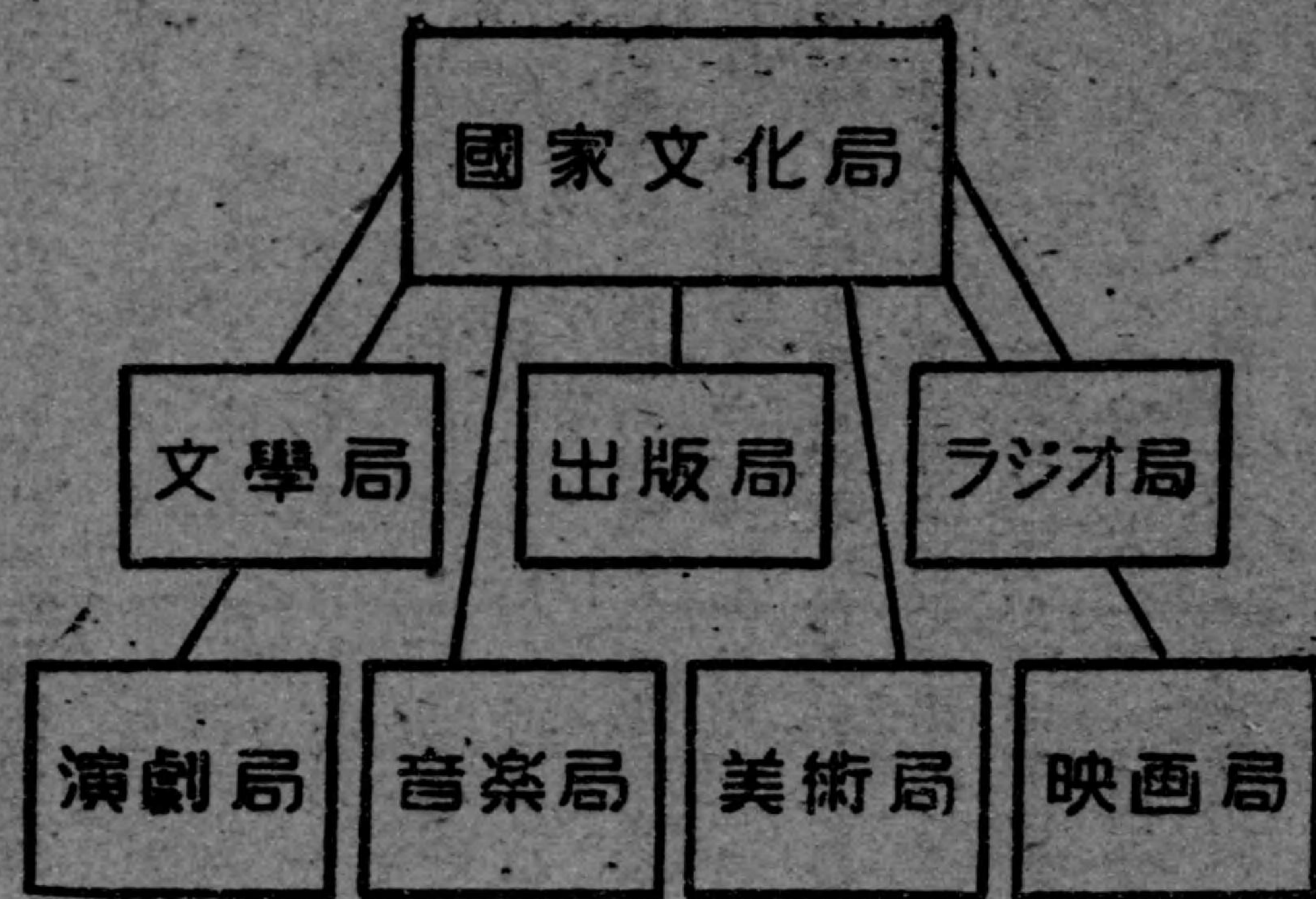


- (二) モーター・ヨット協会
- (三) ハイキング協会
- (四) 登山協会
- (五) 自転車協会
- (六) 郵球聯盟
- (七) 銃手協会
- (八) ゴルフ協会
- (九) ボブ・スリーピング協会(種)
- (一〇) 卓球聯盟
- (一一) アマチュア撞球協会

### 國際文化局

一九三三年九月二十二日に『國家文化局』(ライヒス Kultur-Kammer)の創設が内閣によつて採擇された。

『文化局』の目的は、ドイツ文化生活のあらゆる部門の協力を保證し且つドイツ民衆の幸福のため



めにつくす各部門の事業にできるだけ援助をあたへることである。國務大臣ゲッベルス博士は『國家文化局』の首腦者である。

上の表は『國家文化局』の構成を圖示する――

### ラ ジ オ

獨逸のあらゆる放送局はライヒス ルントフンクゲゼルンシャフト(國家ラジオ放送協會)の傘下に統一されてゐる。その技術的作業は遞信大臣の管下に屬してゐる。放送事業に従事してゐる一切の人員はライヒス ルントフンクカムメル(國家ラジオ會議所)の會員である。

プログラムは各放送局が獨自に編成して居り、一九



三八年度の放送プログラムは延時間に算出すると八八、五三一時間であつた。放送の種目別百分率は左のとほり――

民衆音楽	六四・〇%	古典音楽	五・〇%
講演	七・四%	競技	三・二%
政治	三・五%	時事解説	二・九%
少年及學校	三・六%	ニュース	一〇・四%

獨逸短波長放送局はその波長の數を一九三三年の三から一九三九年の一八に増加し、毎日の放送時間を二時間から一一九時間に増加した。この發達の結果、獨逸の放送は數個の指向放送装置を使用して世界中の特定地域へ放送を行ひ得るやうになつた。

一九四〇年六月一日にはワルテランド及びダンチツヒ西部プロシヤを含む獨逸全國を通じて一四、四三一、一四二臺の受信器があつた。主として、値段の恰好な、フォルクスエムプフェンガー受信器の普及によつて人口一千人に對する購取者の數は一九三三年に獨逸全國を通じて六六人であつたのが、一九四〇年六月には大獨逸（領土擴大後の獨逸）を通じて一六一人に増大したが、この増加は、新附の各領域のラジオ分布の密度が比較的稀薄であるといふ事實にかゝりなく、躍進し

たものである。

宗教

ナチスは、黨綱領に従つて眞正の基督教に味方する。但し國家はいづれの教會とも特別に提携しない。新教及び加持力の諸教會及び教役者は、過去において支持を受けたと同様に、政府基金の中から特別財政補助金を與へられて、支持されてゐる。この財政補助金額は一九三九年に一億二千八百萬ライヒスマルクにのぼつた。

これらの補助金のほかに、政府は正規の徵稅機關を通じて、年額五億ライヒスマルクにのぼる教會稅を教會のために會員から徵收してゐる。この收入は、信者各自の申告にもとづき、各教會に對して納付される金額に従つて、各教會へ比率的に分配される。

人口九千六百萬を算する大ドイツ（ポヘミア及びモラヴィアの保護領をも併せた地域）内における基督教各派教會の一九三九―四〇年度の會員のうち、四千五百萬人は新教信者であり、加持力信者は四千八百萬人であつた。

一九三三年から一九三九年迄の間に、二百七十の新教々會と二百三十の舊教々會が建築された。



日刊新聞

今日獨逸國內で發行されてゐる有力日刊新聞を列擧すれば次のやうなものである——

新聞	發行地	部数
フエルキツシャー・ベオバツハター	ベルリン及ミュンヘン	六三〇、七七六
ベルリーナ・モゲルンポスト	ベルリン	四四八、四八三
ベルリーナ・アイルルストリールテ・ナハトアウスガーベ	ベルリン	三二五、六三七
ヴェストドイツチャー・ベオバツハター	ケルン	二四六、二五一
ベルリーナ・ロトカルアンツアイガー	ベルリン	二二二、三三二
ハムブルガー・アンツアイガー	ハムブルグ	一六九、六一三
ナチオナルツアイトウンク	エッセン	一六八、五三七
クライネ・フォルクスツアイトウンク	ウインナ	一六三、〇〇〇
ライプツィガー・ノイエステ・ナハリフテン	ライプツィヒ	一五五、七一六
ハムブルガー・フレムブデンブラット	ハムブルグ	一二五、〇〇〇
デア・アングリツフ	ベルリン	一一五、七〇四

フエルキツシャー・ベオバツハター  
 フランクフルター・ゲネラルアンツアイガー  
 ノイエステ・ナハリフテン  
 ドイツチエ・アルゲマイネ・ツアイトウンク  
 フランクフルター・ツアイトウンク

ウインナ	一一二、六〇二
フランクフルト・マイン	一〇九、六六八
ウインナ	八〇、五四三
ベルリン	七九、一一四
フランクフルト・マイン	七六、五八二

(一九三九年四月現在)



## 第三部 社會施設

### 労働戦線

ドイツの商業又は工業に従事して居る人は悉く『労働戦線團』(ドイツチェ・アルバイツフロント)に屬する。その團員数は今日二千萬人を超過してゐる。『労働戦線』の指導者はロベルト・ライ博干である。

『労働戦線』は會て存在した二百十六の労働組合を吸収して、その代りとして生れたものである。その業績は、會ての労働組合下における種々なる状態と今日行はれてゐるところのものとを對比して見ると、もつともよく判る。以前は全般的に不満の氣が溢れてゐた結果、賃銀表は一萬三千以上にわかれてゐて、抜き挿しのできぬ約定や、罷業、閉出などが頻々とは行はれてゐた。

今日では賃銀表が僅々七千にすぎず、法律關係は明確に定められ、抜きさしのできぬ約定のかはりに最低基本率、仕上高による賃銀率等が定められた。階級闘争や、罷業、閉出等は熄み、福祉は

よく保護されて、あらゆる事件が防止されてゐる。

### 『歡喜力行』運動

『労働戦線』と密接な關係のあるこの運動の目的は、労働者の就働中及び労働時間後の福祉を念としてゐるものである。餘暇に對するその活動は、休暇、週末及び休日の全部にわたつて行はれる。労働者の文化的な娛樂を妨害してゐた一切の障壁は粉碎された。今日ドイツの労働者は、當然のこととして旅行したり、劇場や音樂會へ行つたりしてゐる。

この組織は一九三八年に一四四、四〇〇の催しを行ひ、五千萬人以上の人々が出席した。一九三九年一月以降六月までに一一五、三四〇の催しを行ひ、三二、一〇五、九五四人が出席した。このほか、この運動の主催にかゝる演劇は四萬八千回公演されて、二千二百萬人が觀劇し、映畫は四萬七千回上演されて、五百五十萬人がそれを觀覽した。

約千三百の工場展覽會を三百萬人以上の人人が觀覽し、自動車道路等の工事にたづさはつた十八萬餘の人々が各種の接待を受け、また七萬四千人が陸路又は海上周遊旅行に参加した。

競技の方面では百萬組以上の競技が一九三四年このかた行はれ、それに二千百萬人が参加した。



海水浴場だけでも三十五万人の人々が體育的休養の機会を得た。これらの催しは四千五百人以上の師範によつて監督された。

旅行やハイキングを含む休日向きの組織は大きな発展をとげた。一九三四年以降、ノルウェイ、ポルトガル、マデイラ、アゾレス群島、イタリア及び北部アフリカに向つてすら、合計四百五十回以上の周航が行はれ、約六十万人がこれに参加した。「労働戦線」はその目的で九隻の航洋船を使用したが、その中の四隻は自らの所有に係るものである。陸上では十萬回以上の周遊旅行が行はれ、参加者の延人員は六億を超えた。徒歩旅行は一一三、〇〇〇回に行はれて、三百萬人以上がそれに参加した。これら小旅行の個人に對する費用は極めて低廉ならしめられた。

就働時間内に行はれる労働者の福祉のための「歡喜力行」運動の活動は『労働の美』（ヘンション・ハイト・デア・アルバイト）といふ名で知られてゐる。建築物の改造又は新築の行はれた件数は次の通りである。即ち、工場二萬三千、食堂及び俱樂部等一萬九千、浴室及び更衣室一萬五千、俱樂部家屋千二百、運動場二千二百、船内における乗組員室の改善された船は三千六百隻である。村落改善運動には五千の村落が参加した。

一九三四年以後に行ける「歡喜力行」運動のための總支出は、投資及び造船費を除外して九千萬ライヒスマルクにのぼる。そのほか同運動の就航船隊に支出せられた金額は二千百萬ライヒスマルクを超過した。

### 冬期救済事業

「ヴァインターヒルフスヴェルク」と稱せられる此の事業は全然有志者の寄附金で行はれ、如何なる種類の税金とも關係がない。その第一の目的は個人の獨立を授けて、自立自給の人たらしめることである。この種の援助を求むる人の數の着々減少してきたことは注目し得る。

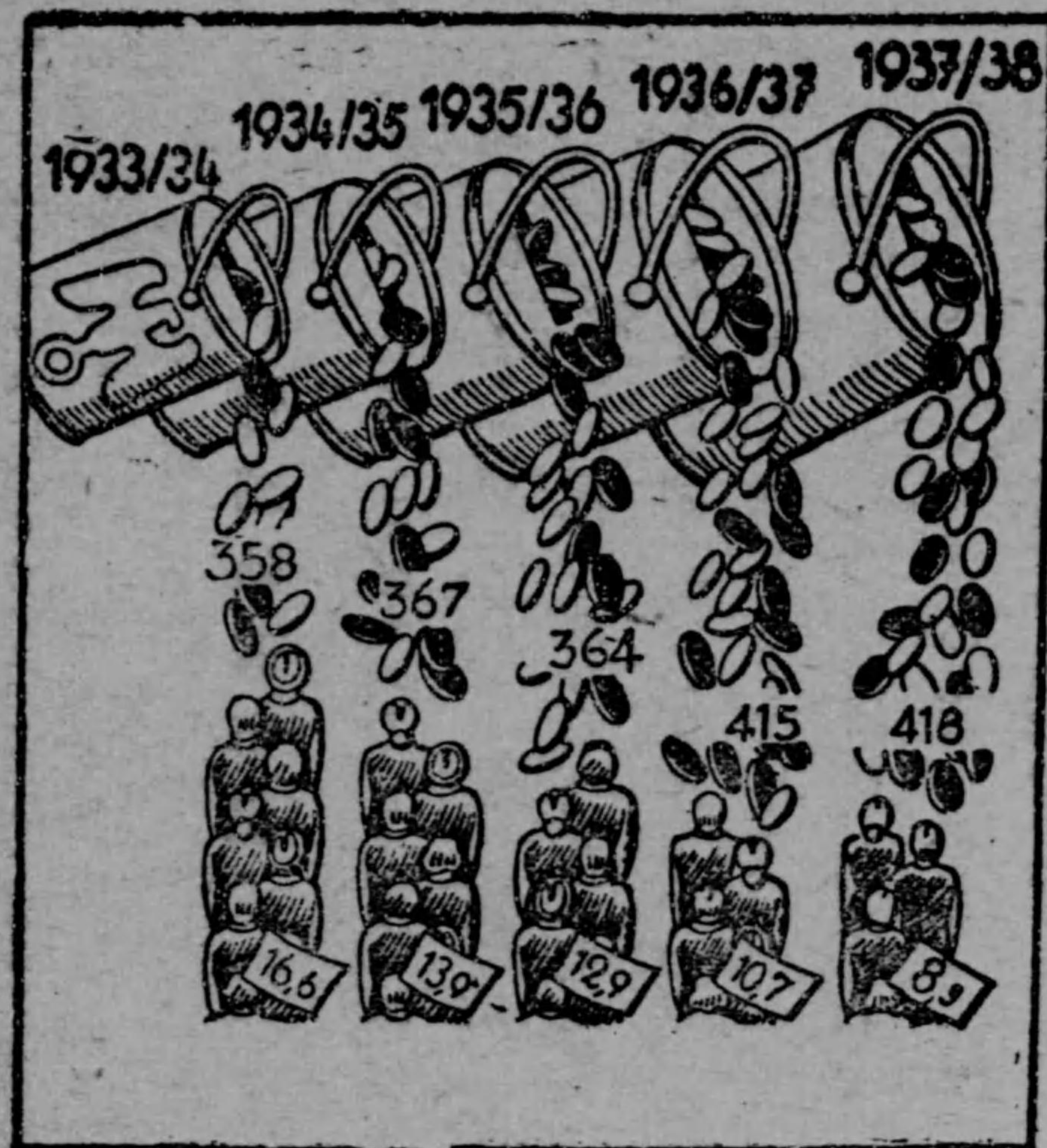
それにもかゝらず、會での失業とか、疾病、老齡その他の就働不能のため、一時の援助を必要とする人々が幾人か無いことではない。

この方面におけるナチスの業績は、從來存在したいかなるものに比較しても斷然優越してゐる。この事業の規模がどれほどのものであるかといふことは、「冬期救済事業」に進んで寄與された次の金額表を一瞥すれば容易に理解できる――

### 冬期救済事業に寄せられた寄附金



冬期救済事業による救護人員（単位百萬人）  
 一九三三年より一九三八年までの五個年間に冬期救済事業に寄附せられた総額は十九億ライヒスマルク。



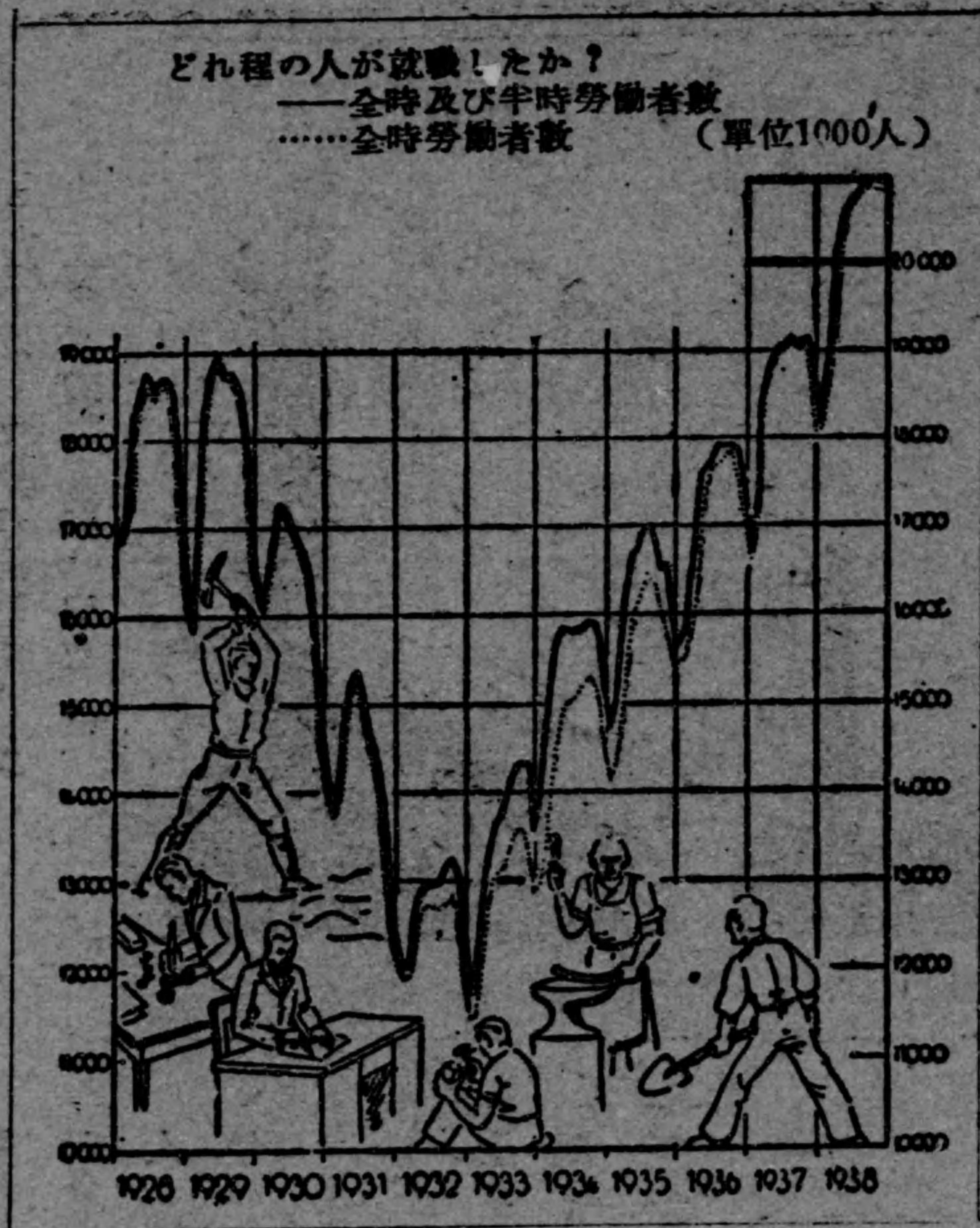
年次	マルク
一九三三―三四	三五八、一三八、〇四一
一九三四―三五	三六七、四二五、四八五
一九三五―三六	三六四、四九九、三八七
一九三六―三七	四一五、一五〇、五一三
一九三七―三八	四一八、九八八、三〇〇
一九三八―三九	五六六、三五二、四八二
一九三九―四〇	六〇二、五〇〇、〇〇〇

## 第四部 經濟

### 農業

ナチス政府は國民全體に對する農耕の生命的意義を十分に認めて、農民の社會的並に經濟的保護及び安全のための徹底的な手段を講じた。一九三三年七月十四日に一つの法律が實施され、中央政府はそれによつて國民の農耕を管轄することになつた。一九三三年九月二十九日のライヒスエルブホフゲゼツツと稱せられる『世襲農家法』は二十乃至三百英加の耕地を有する農家の約半數の經濟的及び社會的身分を規定した。その法律は、十分に規律が立ち且つ秩序正しく管理されることが先決條件であるから、耕地所有者は負債のために土地を奪はれたり收穫が差押られたりすることのないやうに規定した。また、農耕の土地は分割されることなく、所有者が指定し又は土地の習慣によつて選定された唯一人の相續者が受けつぎ、その土地に關する一切の紛争は特別裁判所で解決せらるべきことを規定した。





就業者数の上昇  
 一千百五十萬乃至二千百萬

継続的計畫として企てられたもので、その目的は全經濟機構を最大能率の發揮に適するやう築成し、最も生命的な諸問題の解決のために全國民の勢力と熟練を操縦することである。

第一次「四個年計畫」にとつてさういふ問題は失業の解消とドイツ農業の復活であつた。比較的短期間に、六百萬の失業ドイツ人が就業せしめられた。大規模な公共建築工事が許可された。世界に名高いライヒスアウトバーネン(國營自動車路)、大

大ドイツ(註)の農耕用土地の全面積は八千五百二十萬英加を算したが、その中の六四%すなはち五千五百萬英加は耕作に適した土地であり、三三%すなはち二千八百萬英加は牧草地及び放牧地であつた。そのほかの土地は果樹園、菜園、葡萄園等にあてられた土地であつた。

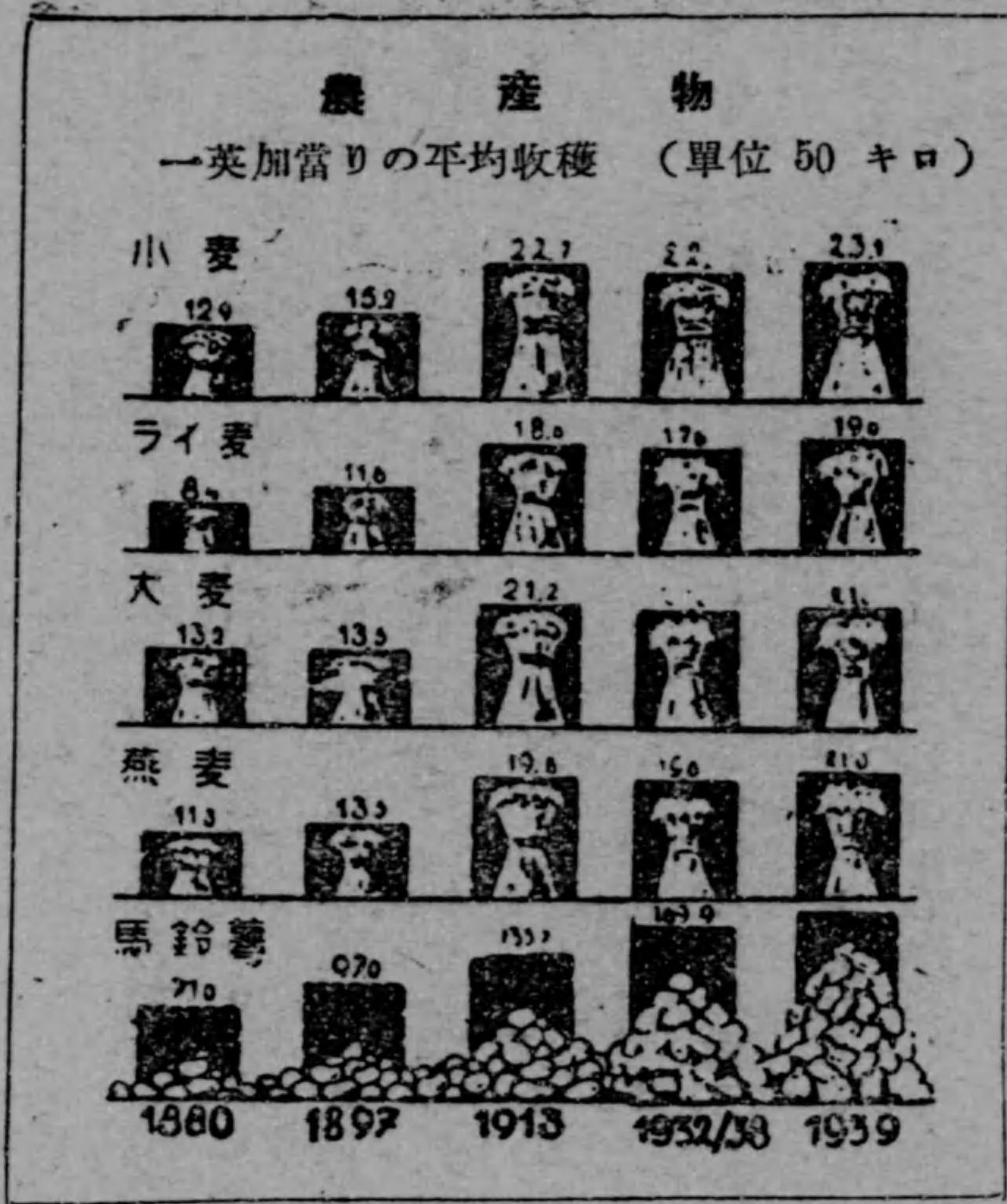
最も重要な農産物は粒穀類及び根菜類で、それぞれ耕作地の六〇%及び二二%を占めてゐる。そのほかは、一四%が糧秣の生産にあてられ、野菜、苗圃等に作用されてゐる。

ドイツ全人口の二一%は専ら農を業としてゐるが、全賃銀労働者中の農業労働者の率は二九%である。全人口の約三分の一は「田舎」すなはち人口二千以下の各地に居住してゐるので、全人口の三分の二は都市居住者と見て間違ひはない。

(註)舊ドイツ、オーストリア(オーストマルク)、ズデーテンランド、メーメルランドを含むが、新ドイツ、東部諸州(オストガウエ)は含まない。

四個年計畫



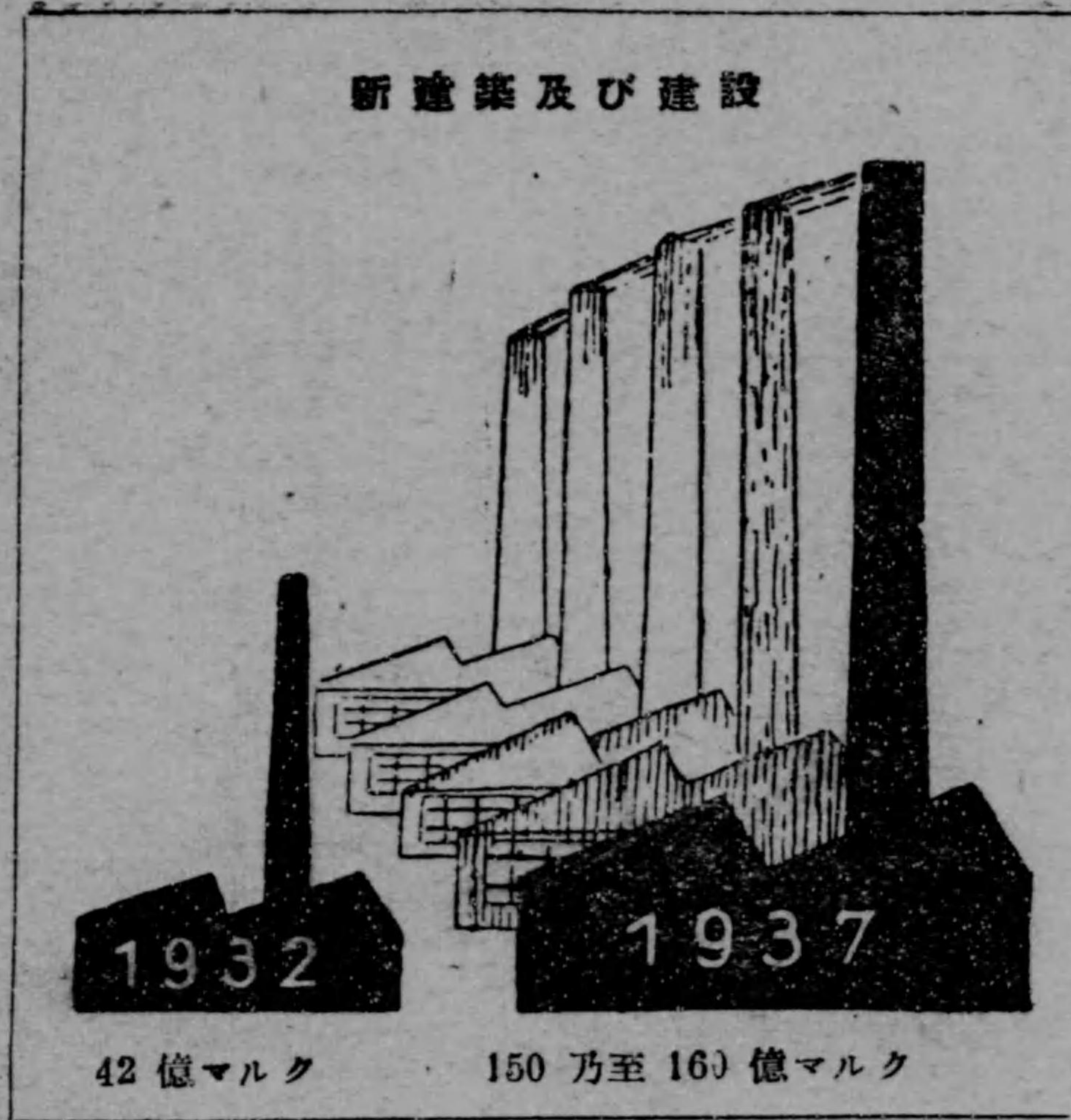


農業生産の強化によつて輸入食品に對するドイツの依存は終に征服された。この努力の結果は次の生産數字によつて明示されてゐる。

品名	一九三三年	一九三八年
馬鈴薯	四、五七、〇〇〇 噸	五〇、九〇三、〇〇〇 噸
甜菜	八、五二、〇〇〇	一四、九六六、〇〇〇
牧草	三、三三〇、〇〇〇	二五、七九、〇〇〇
バター	一九三二年 四一九、〇〇〇	一九三七年 五二六、〇〇〇

一九三六年に立案された第二次「四箇年計畫」は、できるだけ外部の世界の経済的自立を實現するやうに實施された。

ヒトラー大總統は第二次「四箇年計畫」の指揮をヘルマン・ゲーリング元帥に托した。ゲーリングは直ちに五つの重



一九三三年—一九三七年までの  
經 済 的 發 展

規模な住宅建築、學校、工場などの建設が急速且つ續けさまに行はれた。この廣大な發展に對する國家の負擔は一九三三年から三五年までに百二十二億ライヒスマルクを算してゐる。

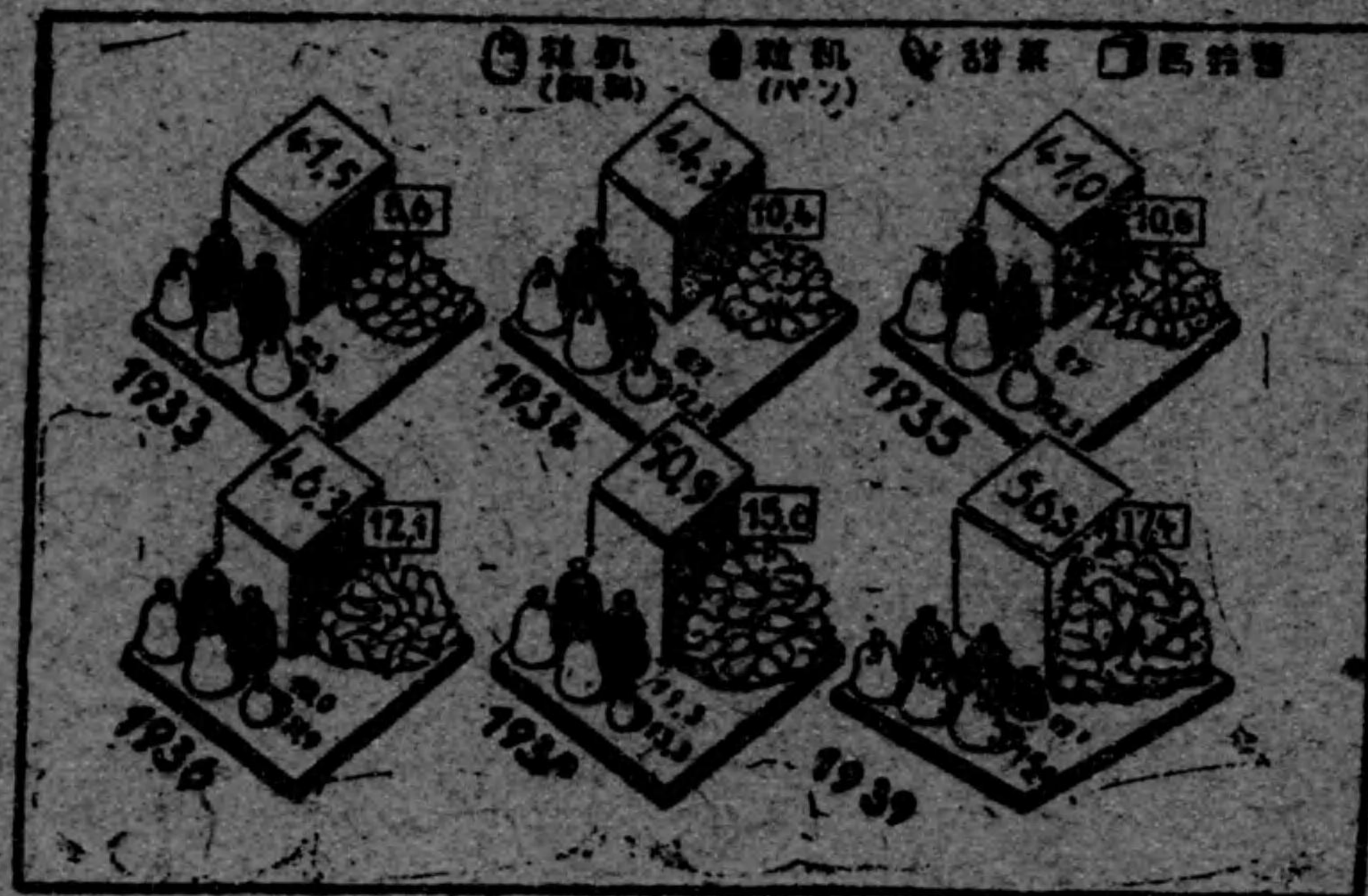
第一次「四箇年計畫」は更に農業を完全な荒廢から救つた。「物産局」が新設され、その「市場法令」によつて農産及び酪業産物の配給と價格が規定された。一定された價格は農民に對してその生産に對する正規の報酬を保證した。かくの如く、度を越した個人的思惑の排除によつて、全經濟は絶えず高低する傾向の有害な影響から保護された。



要な中央委員会をつくつた。それは(一)ドイツの原料品生産、(二)原料品配給、(三)労働、(四)農業生産、(五)價格統制を司る委員会であつた。

第二次「四個年計畫」の最大の業績は合成原料の生産における尨大なる増加であつたと云つてよからう。化學工業は各種の組成から成る新セルロース・ウール・ファイバー(人工毛織原料)の製法を發達させ且つ改善した。研究方面では各種の合成燃料(ガソリン等)の製法を改善して完成の域に達し、それによつて大規模の生産が開始され得るに至つた。それだけではなく、一九三八年には従來輸入されてゐた粗製ゴムの約三分の一(約二千二百萬乃至八千八百萬ライヒスマルク)がブナ(合成ゴム)によつて代用されるやうになつた。ドイツの粗製ゴム全需要高は一九三三年の二千五百十萬ライヒスマルクから一九三七年の六千六百二十萬ライヒスマルクに増加してゐた。更にカゼイン(酪素)を工業用原料として使用する方法が發見され、今日ではそれが無数の品物の製造に用ゐられてゐる。鐵鋼工業は全能力を出して作業しただけではなく、その規模を擴大さへした。石炭の生産は一九三二年の一億四百七十萬トンから一九三八年の一億八千五百八十萬トンに増加し、またコークスの生産は夫々同期における一千九百三十萬トンから四千三百二十萬トンに増加した。一九三二年の産鐵額は五百二十八萬一千トンであつたのが一九三八年には一千八百八十三萬六千ト

一年間の生産額  
(單位百萬トン)



ンに増加し、同時に粗鋼(クルド・スチール)の生産は七百十一萬五千トンから二千三百八萬トに増加した。

地質學的調査の結果、原料品類の國內生産額が從來考へられてゐたより遙かに多い可能性のあることが明かにされた。土壤は從來推定されてゐたより金屬礦を多分に含んでゐることが發見されたのである。

多數の特許はドイツ國內における合成諸原料の生産方面で多大の進歩の行はれたことを明示するものである。

經濟的概観

ナチス政府が一九三三年に政權を把つたとき、



国内には重大な諸問題が累積し、失業者の總數は約六百萬を超えてゐた。ナチス政府の政策の成功は、五年間にこの數字が極めて少い數に減少した事實によつて判断することが出来る。一人残らずのドイツ人労働者に働く權利を保證し、且つ絶えず生活の水準を改善するといふ目標に向つての歩幅の廣い歩みが進められた。土木建築上の諸計畫、就中鐵道、自動車路、公共建築物及び住宅の建設計畫はこの復興事業のうちにあつて主要な役割を演じた。個人企業は政府の方策にその信頼を示し、隨つてこれらの土木事業によつて利益を受けた。労働は消化され、購買力と消費はその結果として増大した。上昇傾向の若干の表示は次の表を一見すれば判る。この五個年間に或る工業がその生産能力を特に高めたことが認められるだらう。その中には石炭(七〇%)、人絹(一二九%)、鋼鐵(二一〇%)、アルミニウム(七七四%)、スズ(ツエルルウォルレ二八七五%)がある。

復興を示す比較數字

(特記せぬ限り舊ドイツを意味す。一九三三年、一九三九年。「年」は一年間の數字「月」は毎月の平均を現はす)

出生 (年)	一九三三	一九三八	一九三九	開戦直後の月
	九七一、一七四	一、三四七、〇〇〇	一、四〇七、〇〇〇	

人口増加

(人口一千に付)

就職者 (月)	三・五	七・九	八・〇
---------	-----	-----	-----

(單位百萬人)

失業者 (月)	一三・一	一九・五	一九三九年 七月二・四
---------	------	------	----------------

(單位百萬人)

住宅 (新築)	四・八〇	〇・四三	同	〇・〇四
---------	------	------	---	------

(單位一千戸) (年)

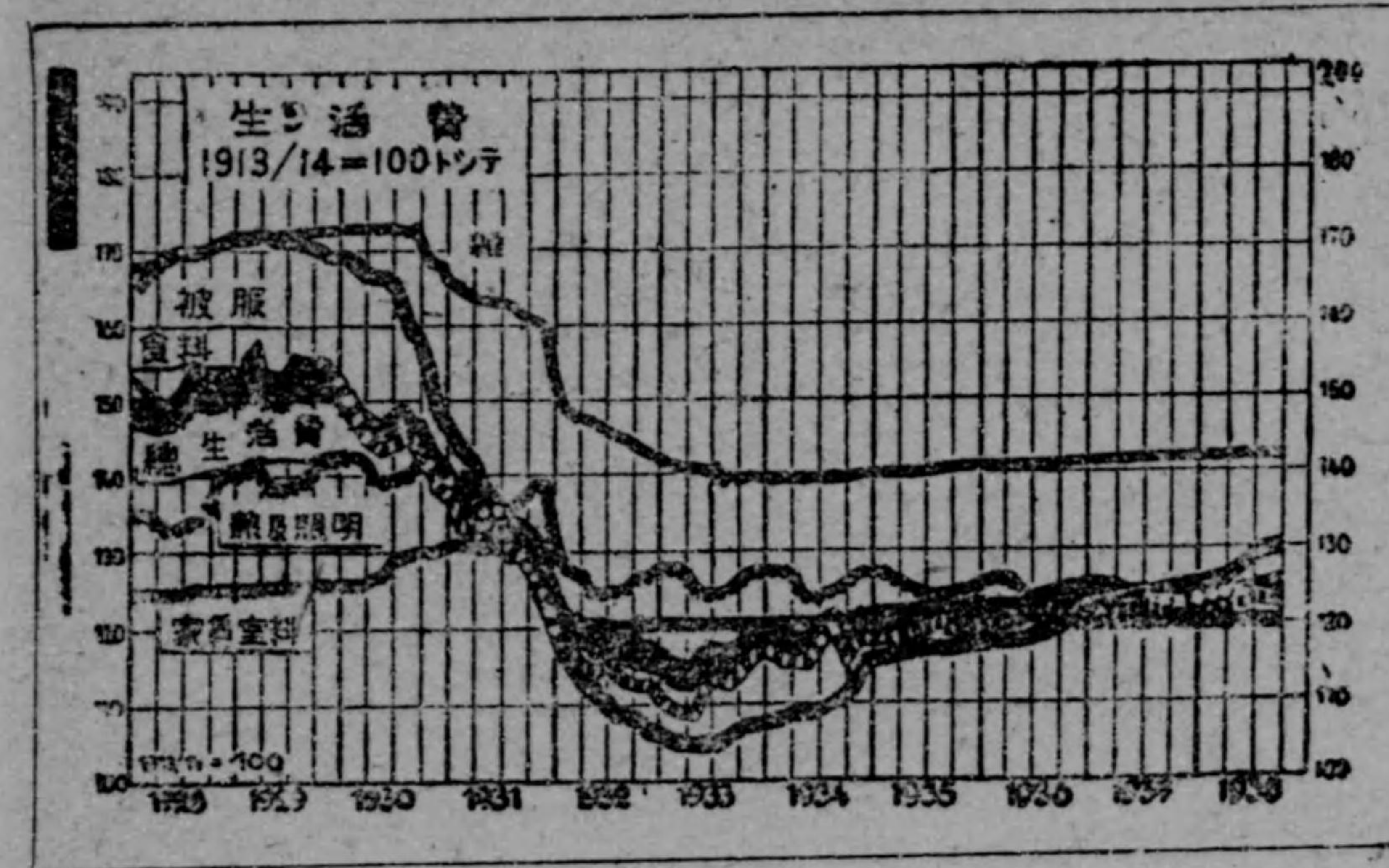
冬期救済基金	二〇二・一	三〇五・五	二〇〇・一
--------	-------	-------	-------

(單位百萬ライヒスマルク) (年)

	三〇五・一	五六六・四	六〇二・五
--	-------	-------	-------



生活費の變化



生産方面の復興

農業

八月より七月まで

(單位百萬ライ) (年) 九・八 一三・一<sup>2</sup> 一四・一<sup>3</sup>

交通

自動車

(單位千) (年) 九二・二 二七六・六

一九三九年  
七月二二・三

トラック

(單位千) (年) 一三・三 六四・一

同 五・九

モーターサイクル

(單位千) (年) 四〇・五 一九〇・〇

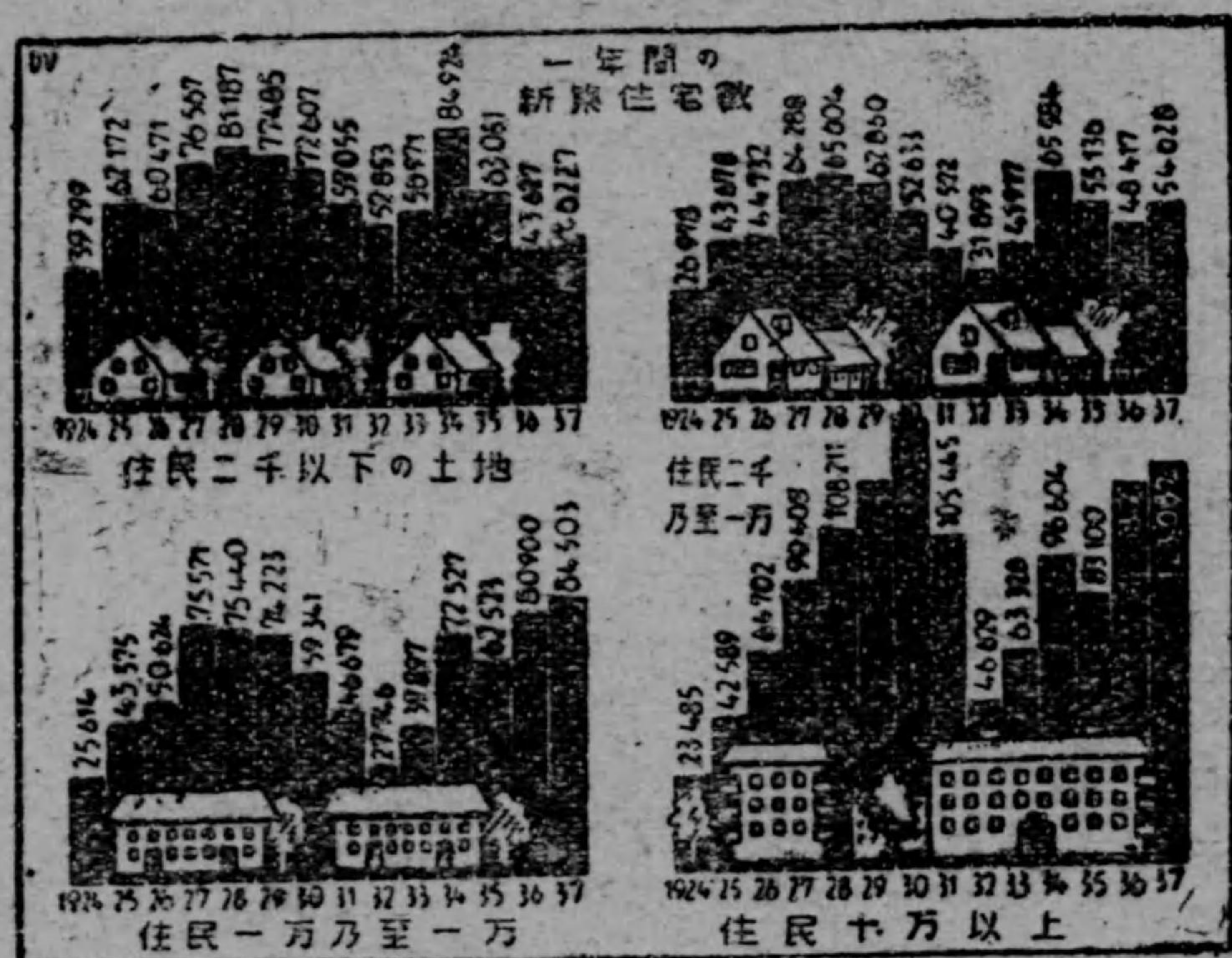
同 二〇・五

セメント	(單位百萬トン) (年)	三・八	一九三九年	一・五
石炭	(單位百萬トン) (年)	一〇九・七	同	一六・二
コータス	(單位百萬トン) (年)	二一・二	同	三・八
亜炭	(單位百萬トン) (年)	一二六・八	同	一八・四
電氣	(單位十億キロワット) (年)	二五・七	同	五五・〇
銑鐵	(單位百萬トン) (年)	五・二四	同	一八・五
鋼鐵	(單位百萬トン) (年)	七・四九	同	二三・二
亜鉛	(單位百萬トン) (年)		同	二・一

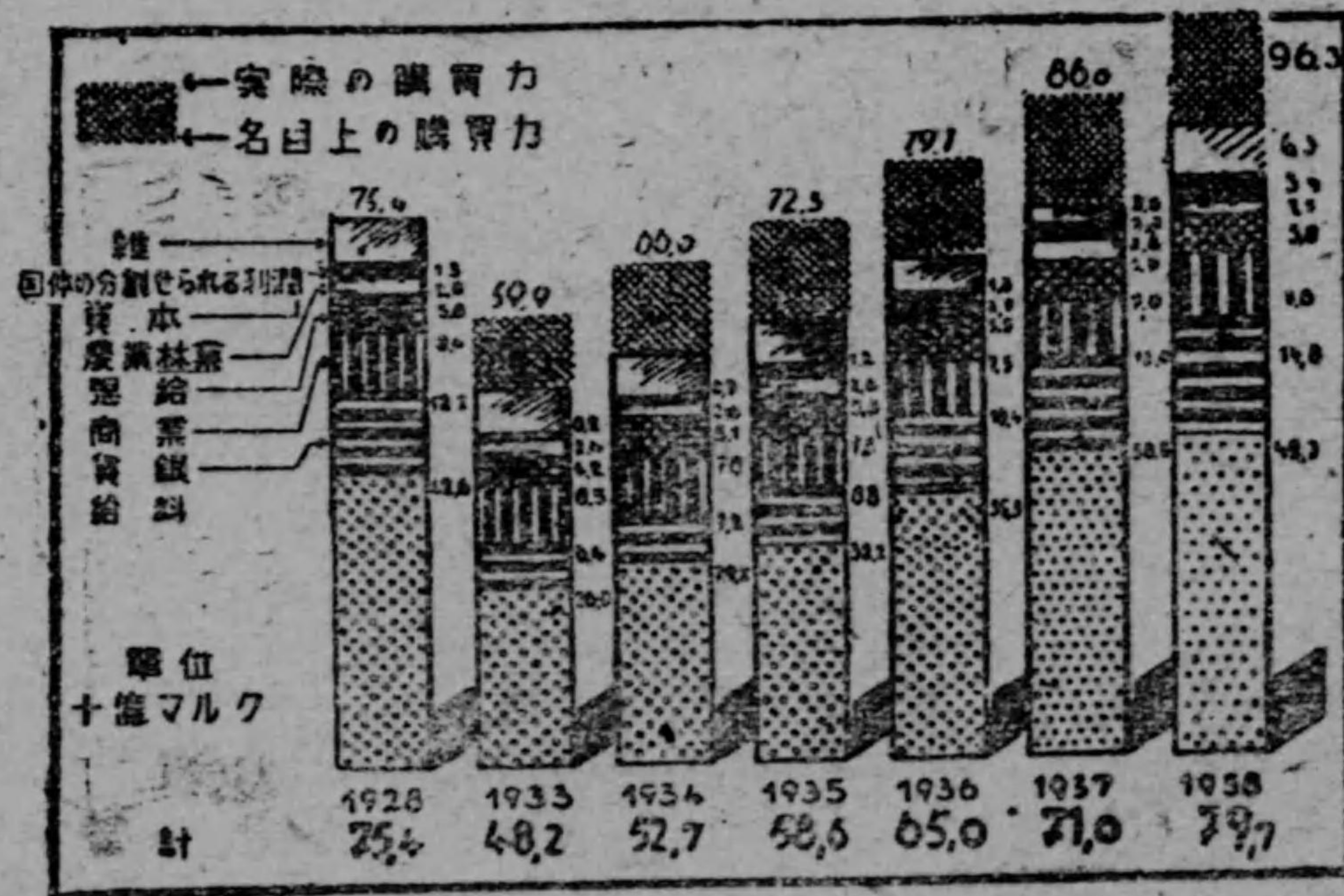
(註) 1 推定。 2 一九三七—三八年。 3 一九三八—三九年



### 住宅建築の發展



### 購買力に現はれた ドイツ國民所得の増加



(1935年の58.6十億マルクの名目上の購買力は1928以來の物價の低落と對照するとき72.3十億マルクの實際的購買力をあらはすことを示す)

### 國家收入

(單位百萬ライヒスマルク) (年)

四六・五

七九・七

### 收 税 額

(國稅及地方稅、單位百萬ライヒスマルク) (年)

六・八

一七・七

### 貯蓄銀行預金

(單位百萬ライヒスマルク) (年度末)

一六・二八

二三・九五

### 財政方面の復興

(單位千トン) (年)	五〇・八	一九二・〇
アルミニウム (單位千トン) (年)	一八・三	一六〇・〇
レイヨン (單位千トン) (年)	二八・八	六五・〇
ステール・ファイバー (スフ) (單位千トン) (年)	四・〇	一五五・〇

國家收入	四六・五	七九・七
收 税 額	六・八	一七・七
貯蓄銀行預金	一六・二八	二三・九五
財政方面の復興	四・〇	一五五・〇
アルミニウム	一八・三	一六〇・〇
レイヨン	二八・八	六五・〇
ステール・ファイバー	四・〇	一五五・〇
總計	一〇六・四	二〇六・四



破産 (年) 三八八一 一九四七五 一二一四一  
 ラジオ受信機 (單位百萬臺) (年度始) 四・三一 九・〇九六 一三・七一

基本原料生産諸工業國順位

(生産額を基礎とせるもの)

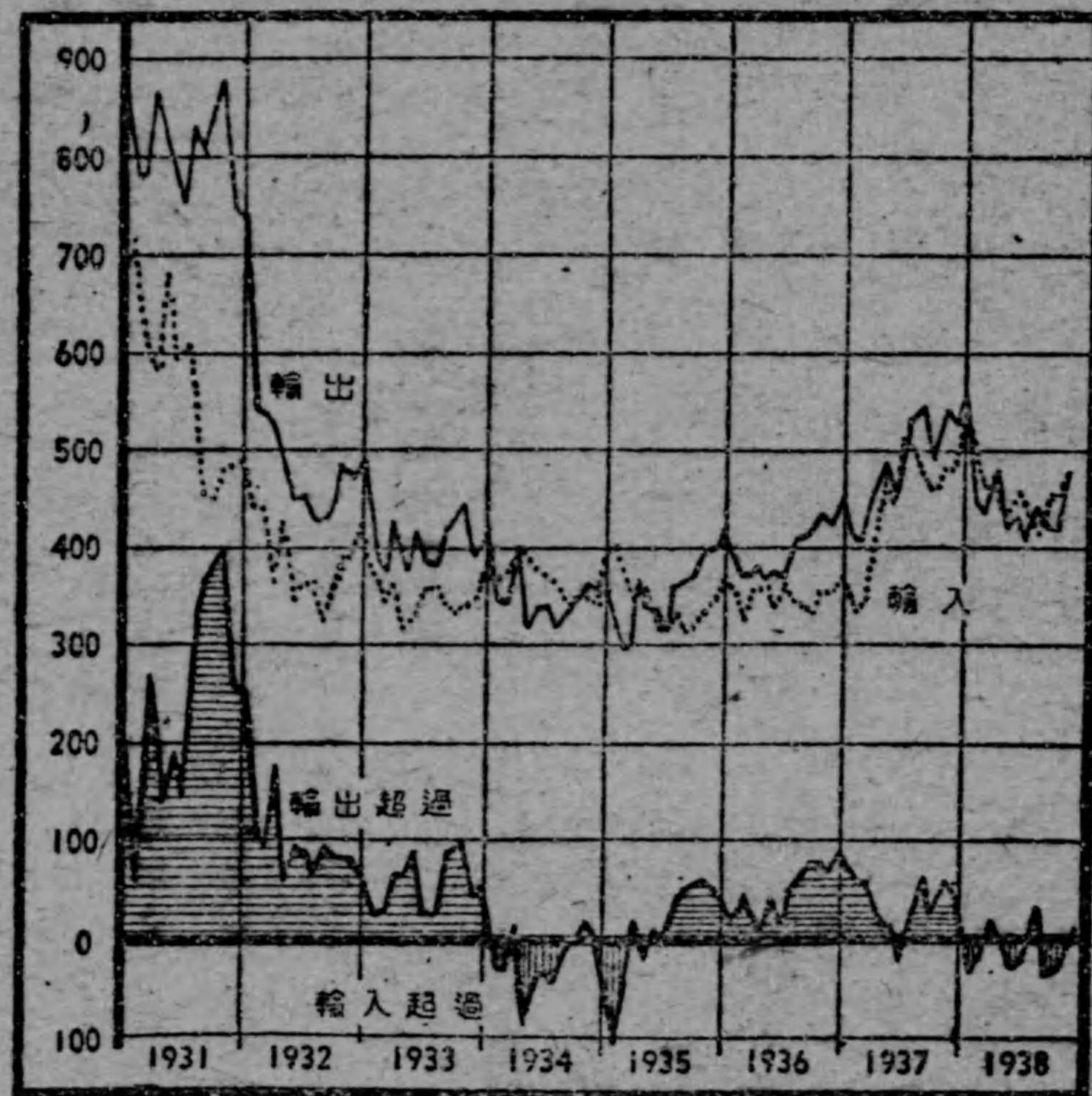
品名	年	一位	二位	三位	四位
石炭	一九三八	米國	英國	ドイツ	ソ聯
亞炭	一九三八	ドイツ	チエコ スロヴァキア	ソ聯	ハンガリー
石油	一九三八	米國	ソ聯	グエネズエラ	イラン
銑鐵	一九三八	米國	ドイツ	ソ聯	英國
鑄鋼	一九三八	米國	ドイツ	ソ聯	英國
壓延産物	一九三七	米國	ドイツ	ソ聯	英國
銅	一九三七	米國	チリ	ドイツ	北部ロデシア
亜鉛	一九三七	米國	ベルギー	ドイツ	カナダ
鉛	一九三七	米國	濠洲	メキシコ	カナダ

アルミニウム	一九三八	ドイツ	米國	カナダ	ソ聯
コークス (コークス工場の)	一九三七	米國	ドイツ	ソ聯	英國
煉炭	一九三七	フランス	ドイツ	ベルギー	和蘭
加里肥料	一九三七	ドイツ	フランス	米國	波蘭
洋灰	一九三七	米國	ドイツ	英國	ソ聯
トーマス・スラッグ	一九三七	ドイツ	フランス	ベルギー	ルクセムブルグ
石灰窒素	一九三七	ドイツ	日本	イタリア	カナダ
電力	一九三七	米國	ドイツ	ソ聯	カナダ
人絹	一九三八	米國	日本	ドイツ	英國
スフ	一九三八	ドイツ	日本	イタリア	英國
化學木材パルプ	一九三七	米國	スウェデン	芬蘭	ドイツ
機械木材パルプ	一九三七	カナダ	米國	ドイツ	スウェデン
紙	一九三七	米國	カナダ	ドイツ	芬蘭
板紙	一九三七	米國	ドイツ	カナダ	和蘭



ドイツの毎月の貿易

(単位百萬マルク)



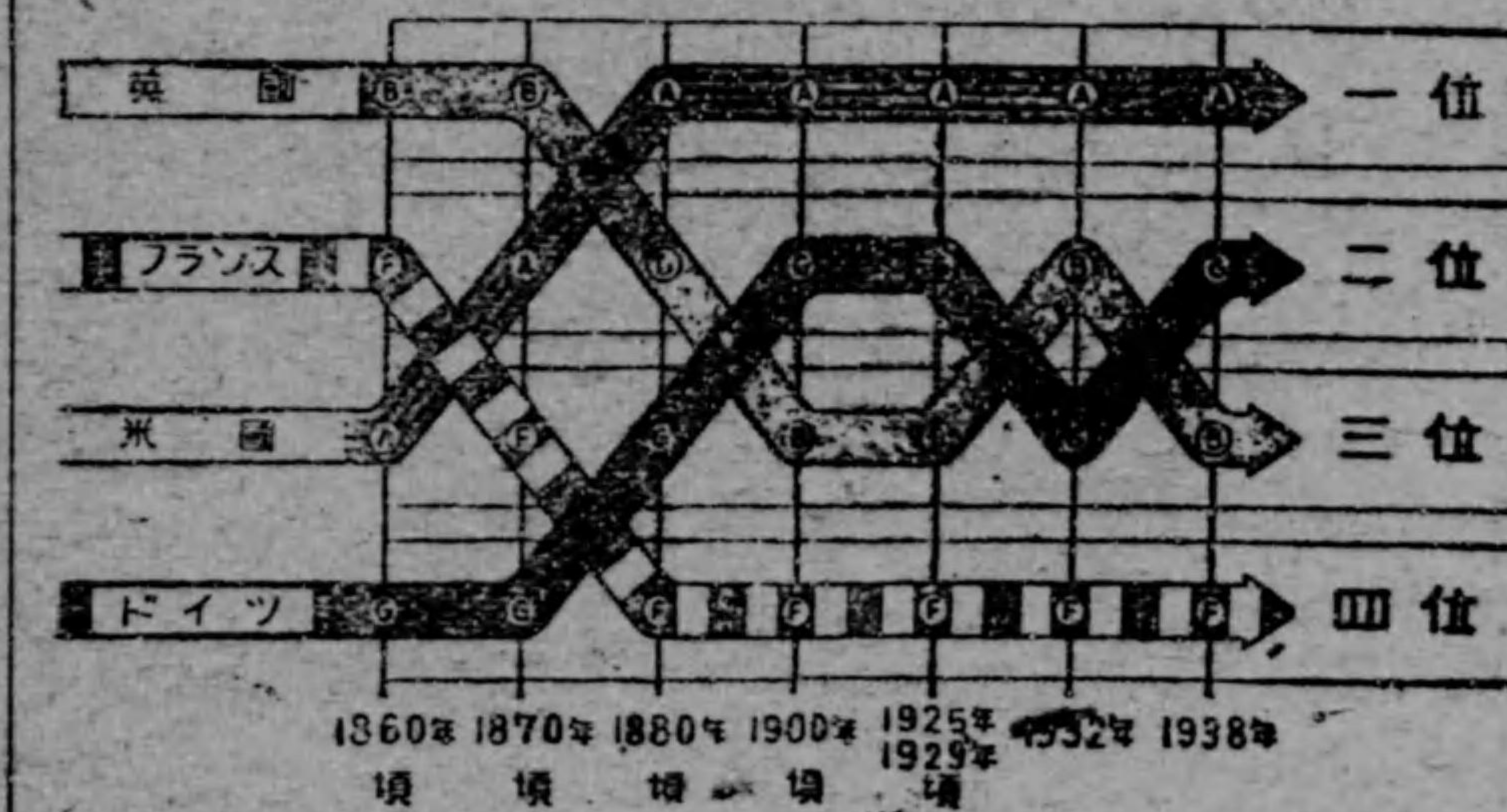
—輸出 .....輸入 ≡輸出超過 ||||輸入超過

一九三三年までに、ドイツの輸出は一三・〇四二十億マルクから四・七五一十億マルクに縮減したが、それが一九三四年には四・〇六〇十億マルクといふ最低額に落下した。その時以來、數字は一九三七年まで、徐々に併し確實に上昇をつづけた。一九三五年に四・一六二十億マルクといふ僅少な増加を示したドイツの輸出は翌三六年に約十億マルクを獲得し、一九三七年には一躍五・七八十億マルクに増加して一年間に二四%

四大工業國順位

米國 ドイツ 英國及フランス

正味生産價值による



ドイツ工業の優越的地位

四大工業國順位

ナチス經濟政策の結果として一九三三年以來行はれた工業生産の急速な増加は、そのあらゆる部門における全能力的生産を誘起したのではなく、ドイツ工業をして往年の歐洲における優越せる地位を回復し且つ強化するを得しめた。それだけではなく、ドイツ工業は米國の工業生産量に一層接近してきた。

ドイツの對外通商

ドイツの對外通商は世界危機によつて著しく阻害され、一九三三年に完全な沈滞に達した。一九二九年か



の増加を遂げ、一九三二年の輸出額五・七四十億マルクを抜いたが、一九三八年にはもう一度五・六二マルクに後退した。

輸入は一九三四年から三六年までほぼ同水準にとどまり、年額四・〇八八十億マルク乃至四・三八五十億マルクにあつたが、一九三七年に、主として食糧原料及び半製品の大量輸入が行はれた結果、三〇%を増して、五・三七五十億マルクに上つた。

ドイツの對外通商一覽表

(舊國家のみの數字。對オーストリー通商を除く。)

單位百萬マルク	輸 入	輸 出	バ ラ ンス
一九二八年	一三、七六九	一一、八五一	一、九一八減
一九二九年	一三、二四五	一三、〇四二	二〇三減
一九三三年	四、二〇一	四、八七一	六六七超
一九三四年	四、四五一	四、一六七	二八四減
一九三五年	四、一五九	四、二七〇	一一一超
一九三六年	四、二一八	四、七六八	五五〇超
一九三七年	五、四六八	五、九一一	四四三超

交 通

ドイツの道路は交通省(ライヒスフェルケールスミニステリウム)がこれを統轄してゐる。一九三九年には、舊ドイツ、オストマルク(オーストリア)、ズデーテンランド及びメーメル地方を合はせて六四、四一七キロの車道が開通した。

自動車専用の新道路の建設は一九三三年に開始された。その計畫は總延長八千七百哩の自動車路を建設するにあつた。一九三八年末には千九百十五哩が完成し、残りの部分は工事中であつた。その後年々千キロづつの完成を見てゐる。幹線道路の發達は自動車運輸の巨大な増加を招來し、それに應じて、自動車製造の増大を來した。

内陸水路の總延長は六千九百哩に及んでゐる。内陸水運輸の一轉機となつたものは「内陸大運河」(ミツテルラント・カナル)の開通である。この大運河はドイツの東部及び西部水路系統の大きな連絡を完成したものである。東部における最も重要な運河の一つは、上部シレジアの鐵及び石炭産地をオーデル河にのぞんでゐるコーゼルで大きな内陸運河系統と連絡してゐるアドルフ・ヒトラー運河である。目下開設中のオーデル・グニューブ運河は、ドイツの東部とバルカン諸國を結ぶ



ドイツの内陸水路



大水路の完成区間となるだらう。

主要な内陸諸港で積卸された貨物の数量は一九三八年の一月以降九個月間に一億三千四百萬噸に達し、一九三三年の同期間における量より九五%を増加してゐる。

電信電話は國營で「郵便省」(ライヒスポストミニステリウム)が管理してゐる。

自動車とモーターサイクルの生産數は一九三二年の十萬六千臺から一九三八年の六十八萬五千臺に激増したが、一九三九年には六月三十日までの半年間に三十九萬臺といふ夥し

い數が諸工場によつて製造された。

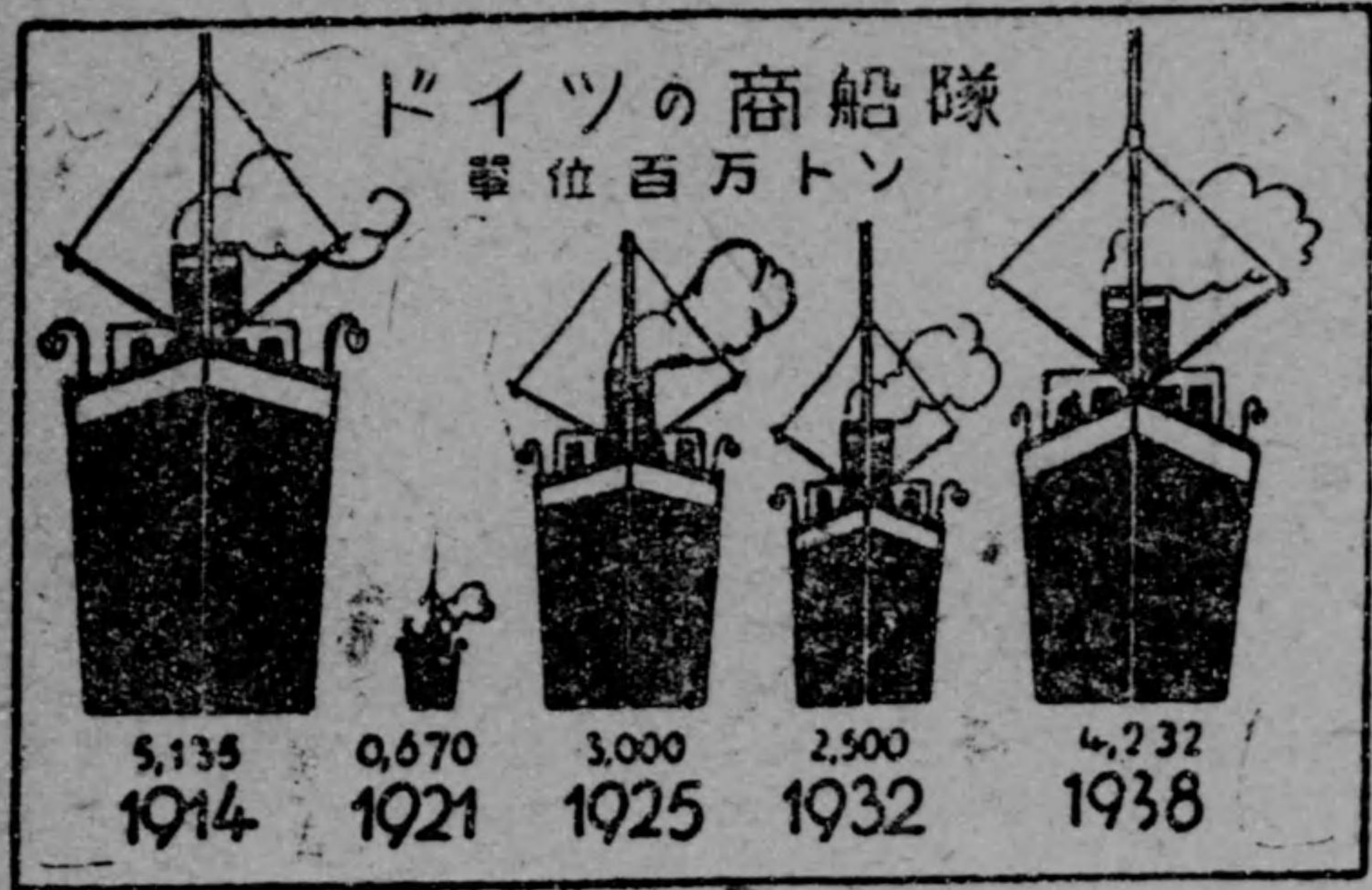
海運

「ロイド船名録」によれば、一九三九年におけるドイツの商船の總トン數は四百四十九萬三千トンといふことになつてゐる。これは一九三八年より二十四萬九千トンの増加を意味する。ヴェルサイユ條約が僅かに六十七萬トンの商船をドイツにもたせた事實に鑑みると、この總トン數は更に驚異に値する。

一九三八年間にドイツ諸港で積卸された貨物の總量は六千四百萬トンで、うち四千六百萬トンはバルチック沿岸の諸港で積卸されたものである。ドイツの海運事業は世界通商の全般的消沈状態に照し合はせて比較的良好状況を維持した。ドイツの海港で積卸された正味の商品總トン數は一九三七年一月以降六個月間の四千百九十九トンから一九三八年の同期間における四千六百萬トンといふ記録水準にのぼつた。



ドイツの商船



ドイツ諸港の積荷

(一九二九年一月—九月を一〇〇として)

一月より九月まで)

海運商品	一九三三	一九三七	一九三八
北海諸港	八四、一	九八・三	一〇七・一
バルチック諸港	八四・九	一三三・一	一三八・二
計	八四・三	一〇五・四	一一三・四
近海運輸	一〇二・二	一四五・五	一六二・二
外國運輸	七九・八	九八・五	一〇五・〇

航空

商業航空は戦争勃發前約七〇の航空路を經營してゐたドイツチエ・ルフトハンザの掌中にあつて、ドイツと歐洲の主要商業中心地や極東や南米間の旅客、郵便物及び貨物の輸送に

あつてゐた。

一九三八年中にルフトハンザの輸送した旅客は二十九萬九千名、小荷物及び荷物は五、二九五、六七〇斤、郵便物は一二、三三七、六〇〇斤で、飛行距離は總計一二、六六二、四〇〇哩にのぼつてゐる。

ドイツの航空事業は、軍用も非軍用も、悉く「航空省」(ライヒスルフトファールトミニステリウム)の指揮下にあり、航空相はヘルマン・ゲーリング元帥である。



## 第五部 軍隊

### ナチス獨逸の軍隊

ヒトラー總統の最高指揮下にあるドイツの軍隊は陸軍、海軍及び空軍の三つから成り立つてゐる。ヴェルサイユ條約によつてドイツの軍隊は兵十萬人（服務期間十二年）と將校四千人（服務期間二十五年）に制限された。戦車、瓦斯及び重砲は禁ぜられた。海軍の戦闘力は各階級の將校一千五百人とも一萬五千人の兵力に制限された。艦艇は輕巡洋艦八隻、驅逐艦十二隻、水雷艇十二隻に制限された。潜水艦は禁ぜられ、装甲と材料が制限された。空軍は一切許されなかつた。

隣接各國が條約で約定した逐漸的軍備縮小の義務をいさぎよく實行しかねて居るにあつて、ヒトラー總統はつひに一九三五年三月十六日に國民中のあらゆる男子に一個年の義務兵役を再施することを宣言した。この兵役期間は、翌年八月二十四日に二個年に延長された。新陸軍は十二軍團と

三十六個歩兵師團から成立した。一九三五年六月に、ドイツは英國と海軍制限條約を締結し、その條約によつてドイツの海軍を英國艦隊の總トン數の三五％に制限することが協定された。しかるに此の自主的なドイツ海軍の備の制限は、英國がドイツに對して戦備を進めつつあつたことがますます明白となるに及んで、一九三九年四月に廢棄された。

「西壁」（ウエストウォール）又は「ジークフリード線」と稱せられるドイツの國防線は、世界大戰後ドイツの武装撤去地帯の向ふ側に構築されたフランスの「マジノ線」に面するドイツ西部國境を保護するために、一九三八年五月に起工されたのである。





## 第六部

### 一九三九年度重要事項

- 一月五日 波蘭外相ベック大佐ベルヒテスガーデンにヒトラー總統を訪問す。
- 二十五日 フォン・リベントロップ外相一九三四年の波獨協定の記念祝典に出席のためワルシャワを訪問す。
- 三月十四日 ポヘミア及びモラヴィア保護領の設立。スロヴァキア獨立す。
- 二十二日 リトワニヤ、メーメル地方をドイツに還附す。
- 三十一日 チェムバレン首相波蘭に保證を與ふる聲明を發す。
- 五月五日 ドイツ、ラトヴィヤ及びエストニアと不侵略條約を締結す。
- 二十日 ダンチツヒ、波蘭國境事變。
- 二十二日 イタリア外相チアノ伯ベルリンにて獨伊軍事協約に署名す。この協約は五月八日に發表された。

- 六月一日—九日 ユーゴスラヴィアのパウル攝政王の公式ベルリン訪問。
- 七月七日 ブルガリア首相キョツセイワノフ、ベルリンを訪問す。
- 二十日 ドイツ、ブルガリア農業協定。
- 二十二日 ダンチツヒ波蘭國境に越境事件起り、ダンチツヒの警察官、波蘭人の捕虜となる。
- 八月一日 波蘭ダンチツヒ自由國との通商條約を廢棄す。
- 十一日 伊獨兩國外相チアノ及びリベントロップ、ザルツブルグに會商す。チアノ伯オーベルザルツブルグにヒトラー總統を訪問す。
- 十六日 波蘭政府、ドイツ國境及びスロヴァキヤ國境を閉鎖す。
- 十九日 獨ソ政府通商信用條約を締結す。
- 二十三日 ソ獨不侵略協約締結さる。
- 二十三日 サイ・ネヴィル・ヘンダーソン大使を通じてチェムバレン首相とヒトラー總統との間に文書の交換行はる。
- 二十四日 地方指揮者フォルダア、ダンチツヒ自由國の大統領となる。
- 二十五日 獨波問題の最後の解決に關して獨逸總統より英國大使に宣言す。
- 二十七日 ヒトラー總統、フランス首相达拉ヂエーと文書を交換す。
- 二十八日 英國大使ロンドンよりベルリンに飛來し、波蘭政府がドイツと協商を開始することに同意せ



る點を指摘し、波蘭がドイツと戦ふ際には波蘭を援助せんとする英國の意圖をドイツ政府に申達す。

八月三十日 波蘭の總動員。

◇ 三十一日 ドイツ政府自國の平和案の内容を發表し、波蘭政府がこれを拒絶せる旨を公表す。

◇ 三十一日 英國の總動員。

九月一日 波蘭における戦闘行為開始。

◇ 一日 ダンチツヒ自由國ドイツとの再聯合を宣言す。

◇ 三日 英國及び佛蘭西、ドイツに宣戦す。ドイツ軍チエンストチャウを占領。

◇ 六日 グラカウ及びレムベルグ陥落。

◇ 七日 ウエスタープラツテ降服す。波蘭政府ルブリンに遁く。

◇ 十五日 獨軍ブレストリトフスク到着。

◇ 十七日 ワルシャワ包圍さる。ソ聯東部波蘭を占領す。

◇ 二十八日 ソ獨修交及び國境協定成る。

十月一日 ドイツ軍ワルシャワを占領す。波蘭の軍事行動完了。

◇ 五日 ヒトラー總統ワルシャワを訪問す。

◇ 十五日 獨系諸小民族のバルチック諸國よりの復歸開始す。

十月二十一日 獨伊復歸條約締結さる。

十一月二日 ポーゼンの州(ライヒスガウ)制度開始さる。

◇ 三日 波蘭よりドイツ及びソ聯領内へのドイツ及びソ聯系諸小民族復歸に関する協定成立す。

十二月八日 上部シレジアとオーデル河を連絡するアドルフ・ヒトラー運河開通。オーデル・ダニエュープ

兩河連絡の構築工事開始す。

◇ 二十八日 敵國及び中立國の海上損害總計商船二七九隻、合計一、〇二九、六三五トン。ドイツの損害

一八隻、合計一二八、六八九トン。



## 第七部

### 一九四〇年度重要事項

- 一月四日 ヘルマン・ゲーリング元帥の下に構成されるドイツ戦時経済組織の統一宣布さる。
- ◇ 三十日 ナチス政權確立第七年記念祭舉行さる。ヒトラー總統の演説。
- ◇ 三十一日 ドイツ土耳古通商條約の締結。
- 二月二日 獨伊通商協約締結さる。
- ◇ 十一日 ソ獨通商協約の締結。
- ◇ 十五日 總統ライ博士に「老齡年金計畫」の起案を命ず。
- ◇ 十六日 英軍ドイツ汽船アルトマルク號をノルウェイの中立海上にて攻撃す。
- ◇ 二十五日 開戦以來五個月間に敵國船及び中立國船四百三十六隻合計一、八一〇、三一五登録トンンを撃滅せる旨公表さる。
- ◇ 八日 ライプチヒ商業市開かる。

- 三月十三日 伊瀧石炭協定の締結。
- ◇ 十七日 ウィンナ商業市開かる。
- ◇ 十八日 ヒトラー、ムソリーニとブレンネル峠にて會談す。
- ◇ 二十日 トット博士國家軍需相に任命さる。
- 四月七日 ケルン商業市開かる。
- ◇ 九日 ドイツ軍隊デンマーク及びノルウェイを占領す。
- ◇ 十七日 ヨゼフ・ゲツベルス博士、一九三九—四〇年の「冬期救済基金」は總額六億二百十萬マルクにのぼり、前年の五億六千六百四十萬マルクを遙に凌駕せる旨を發表す。
- ◇ 二十四日 總統ヨゼフ・テルボーフエンをノルウェイに對する國家代表委員（ライヒ・コムミッサール）に任命す。
- ◇ 二十七日 ヒトラー總統ドイツ、ノルウェイ間の戦争状態を宣言す。  
フオン・リベントロップ外相の演説の中で、英佛側諸國がノルウェイ侵略の詳細な計畫を立ててゐたこと、またその實行がドイツ軍隊の占領によつて僅に阻止された證據が暴露された。
- 五月十日 ルール地方に侵入せんとせる聯合諸國の計畫を挫折せしむるため、ドイツ軍は和蘭、白耳義に進入し且つルクセムブルグ大公國を占領す。
- ◇ 十三日 白耳義のエベン・エマエル要塞を陥落せしむるに當つて「秘密武器」突撃隊を指揮せる六名



- 五月十五日 諸都市を「全體的戦争」より救ふために和蘭國降服す。  
の將校に鐵十字勳爵士章をヒトラー總統より授與す。
- ◇ 二十二日 ブレスラウ商業市開かる。
- ◇ 二十八日 レオポルド王五十萬の白耳義軍隊を率ゐて降服す。
- 六月 四日 獨軍ダンケルクを陥る。捕虜四萬人を得。
- ◇ 五日 總統ソナム・エーナ戰線上の新攻撃を發表す。
- ◇ 十日 聯合軍ノルウエイ、ナルヴィクより撤退す。ドイツの同盟國としてイタリア參戰す。
- ◇ 十三日 ノルウエイ戦争終了す。
- ◇ 十四日 獨軍パリに入る。
- ◇ 十七日 ベタン元帥フランスは武器を棄つるの餘儀なきに至つた旨を公表す。
- ◇ 十八日 ヒトラー及びムソリーニ、ミュニツヒに會談し、フランスの休戦を許すことに意見一致す。
- ◇ 十九日 獨軍ストラツスブルグに入る。
- ◇ 二十一日 コムピエーヌの森にてヒトラー總統休戰條件をフランス代表に手交す。
- ◇ 二十二日 佛獨休戰條約コムピエーヌにて署名さる。
- ◇ 二十四日 フランス、イタリアの條件を受諾す。
- ◇ 二十五日 フランスと樞軸國側の交戰狀態午前一時三十五分をもつて終止す。

- 六月 二十八日 ギリシャ、ドイツと經濟協定を締結す。
- 七月 一日 獨軍英佛海峡上の二島(ジャージとガーンジ)を占領す。  
ルーマニア、英佛の保護を放棄す。
- ◇ 十七日 バイロイトのワグネル祭開始す。
- ◇ 二十日 獨洪通商協定の批准。
- ◇ 二十五日 ドイツ經濟相ワルター・フンク博士歐洲經濟組織の新構造を略説す。  
新獨土通商條約の締結。
- ◇ 二十七日 ミュニツヒのドイツ美術展覽會開かる。
- 八月 二日 ドイツ、ユーゴスラヴ通商條約の締結。
- ◇ 十一日 ケーニヒスベルヒの東部商業市開かる。
- ◇ 十七日 ドイツ、英國諸島の全封鎖を宣言す。
- ◇ 二十四日 ドイツ西班牙新航空輸送條約の締結。
- ◇ 二十五日 ライプテツヒ秋季商業市開かる。
- ◇ 二十八日 ドイツ、イタリア、ハンガリー、ルーマニアの樞軸四國會議ウインナに開かる。  
ベツサラビア居住のドイツ人復移住に關するソ獨協定署名さる。
- ◇ 三十日 ウインナ仲裁裁判ルーマニア國境の保護を判決す。



- ◇ 九月一日 ウィンナ秋季商業市開かる。
- ◇ 四日 總統戰時第二次「冬期救濟儲金」運動の開始を宣す。
- ◇ 十五日 ケルン秋季商業市開かる。
- ◇ 二十六日 開戦後ドイツ潜水艦によつて撃沈せられたる敵國船舶の總トン數四百五十萬トンに達する旨發表さる。
- ◇ 二十七日 ドイツ、イタリヤ、日本三國協約締結さる。
- ◇ 十月四日 ヒトラー、ムソリーニとブレンネル特に會談す。
- ◇ 二十三日 佛西國境にてヒトラー、フランコと會見す。
- ◇ 二十四日 ヒトラー、ベタン元帥及びラザール首相とフランスにて會談す。
- ◇ 二十八日 ヒトラー、ムソリーニとフロレンスにて會談す。
- ◇ 十一月八日 ヒトラー、ミューニツヒにてナチス古參黨員に演説す。
- ◇ 十八日 ヒトラー、チアノ伯及びラモン・セルラノ・スーネルとベルヒテスガーデンにて會談す。
- ◇ 二十日 一九四〇年九月二十七日に成立せる日獨伊三國協約にハンガリー加盟す。
- ◇ 二十三日 ルマニア正式に三國協約に加はる。
- ◇ 二十四日 スロヴァキヤ三國協約に加盟す。

## 第八部

### 一九四一年度重要事項

- ◇ 一月六日 獨ソ通商協定成立。
- ◇ 二月九日 獨空軍アイスランドを初空襲。
- ◇ 二十一日 獨軍ブルガリア領内に進駐開始。
- ◇ 三月一日 ブルガリア、日獨伊三國同盟に参加。
- ◇ 二十五日 ユーゴスラヴィヤも三國同盟に参加。
- ◇ 二十六日 松岡外相ベルリン到着。
- ◇ 二十七日 松岡外相ヒ總統と會談。
- ◇ 三十一日 松岡外相ローマ到着。
- ◇ 四月一日 松岡外相ム首相と會談。
- ◇ 五日 獨軍リビアの要地ベンガジ占領。



- ソ聯、ユーゴ一不侵略條約成立。
- 六日 獨軍、ユーゴ一、ギリシヤ兩國に進撃。
- 九日 獨軍、サロニカ占領、トラキアの希軍降伏。クロアチア獨立を宣言。
- 十三日 獨軍、ベルグラード占領。
- 日ソ中立條約成立調印。
- 十五日 獨はユーゴ一三地方を獨領に編入。
- 十八日 ユーゴ一軍、獨軍に無條件降伏。
- 二十八日 伊軍、希領コルフ島及コルフ島占領。
- 五月三日 伊政府スロヴエニア地方を伊領に編入、ルビアナと改稱。
- 十日 ヘス獨副總理飛行機でスコットランドへ飛ぶ。
- 二十日 獨軍クレータ島攻略開始。
- 二十四日 北大西洋で英巡洋艦フッド號獨艦隊に撃沈さる。
- 二十七日 獨ビスマルク號英艦隊に追はれ撃沈さる。
- 六月一日 タレータ島獨軍に歸す。
- 二日 ヒ總統とム伊首相ブレンネル會見。
- 十四日 ル米大統領獨伊および歐洲被攻略國の在米資金即時凍結を命令。

- 十五日 クロアチア、三國同盟に参加。
- 十八日 獨政府、在獨米資産に凍結を行ふ。
- 二十二日 獨、伊、ルーマニア政府、ソ聯へ宣戰布告。
- 二十三日 ラトヴィア、同二十四日スロヴァキア、同二十五日芬蘭、同二十七日ハンガリア、對ソ宣戰布告。
- 二十六日 米政府ソ聯へ即時有効援助を通告。
- 七月七日 米海軍アイスランドに進駐揚陸。英ソ軍事同盟成立。
- 十八日 獨軍スモレンクス占領。
- 八月十一日 英ソ兩國對土援助を宣言。
- 十四日 チャーチル英首相ル米大統領と大西洋上で會談。
- 二十九日 ヒ總統とム首相東部戰線大本營で會談。
- 九月十五日 獨伊軍エジプト進入。
- 十六日 シリア獨立宣言。
- 十九日 獨軍キエフに入城。

— 以上 —



製本控

917 函 128 號 年 月 日

獨逸事情早わかり昭和17年版

冊

備考







30234  
N71

917  
128



局版出社刊旬獨日



